

## 平成30年11月議会 質問項目一覧表

区分	質問日	質問者	質問項目	答弁者	関係課
一般質問	12/5 (水)	自民 松田議員	障がい者雇用の取り組みについて	知事	教育政策課
			高校における発達障がい児への支援について	教育長	特別支援教育課
		県民ク 岩田議員	女性の社会参加加速化について (5)男女混合名簿の取組み	教育長	高校教育課
			教職員の働き方改革について	教育長	教育政策課 学校人事課 体育保健課
		公明 前田議員	Society5.0時代に向けた公立学校におけるICT環境の整備について	教育長	教育政策課
	12/6 (木)	自民 高木議員	県営野球場の新設について (1)県営野球場のあり方の検討と今後の方針について (2)知事の考え方について	教育長 知事	体育保健課
			障がい者雇用の水増し問題について	知事	教育政策課
		県民ク 鎌田議員	水俣病公害認定50年を迎えて (3)水銀フリー社会の実現に向けて	環境生活部長	教育政策課 施設課
			定時制・通信制教育の振興について	教育長	学校人事課
		自民 楠本議員	体験学習の推進について (1)命の教育(AEDと心肺蘇生法)の推進 (2)自然体験活動の推進	教育長	体育保健課 社会教育課
	12/7 (金)	自民 山口議員	教育委員会の在り方	教育長	教育政策課
		自民 竹崎議員	若者の政治参加を促すための高校における取り組みについて	教育長	高校教育課

※別添資料は、熊本県議会事務局発行の「くまもと県議会報」第202号及びHP公開の議事録から一部抜粋

# 一般質問の概要

(一般質問) 平成30年12月5日

自由民主党 松田三郎

## 1 阿蘇くまもと空港へのアクセス改善

質問 昨年11月定例会で空港アクセス改善について

質問し、知事は、抜本的な検討を進めると答弁された。さきの9月定例会の答弁では、鉄道延伸、モノレール新設及び市電延伸の導入可能性検討に係る中間報告があった。空港新ターミナルビルの建設スケジュールは決まっており、できるだけ早く結論を出し事を進めることが重要である。多くの県民が期待を寄せる中、今後どのように進めていくのか。現時点の状況と県の考え方を尋ねる。

答弁(知事) 9月定例会で、3つの交通システムについて、定時性はいずれも確保でき、速達性と大量輸送性は鉄道とモノレールだけが確保できることと、それぞれの概算事業費を報告した。その後、検討を進め、定時性、速達性、大量輸送性にすぐれ、事業費を相対的に低く抑えることができ、採算が見込める鉄道延伸が、最も効果的かつより早期に実現できる可能性が高いという結論に至った。県民総合運動公園のアクセス改善も図ることができる三里木駅からの分岐延伸ルートを軸に、事業スキームは、県が中心に設立する第三セクターが施設を整備し、JR九州へ運行を委託するという方向で検討していく。国から最大限の支援を得ながら、県が残る整備費用を負担し、運行開始後、JR九州から最大限の協力を得る方式を検討したい。実現に向け、国、JRと鋭意協議を行い、時間的緊迫性を持って検討を進めていく。

## 2 外国クルーズ船の受け入れ環境向上と寄港効果

質問 復旧・復興4カ年戦略では、世界とつながる新たな熊本の創造を掲げ、八代港のクルーズ船受け入れ環境向上を図り、寄港効果が県内各地に波及するよう取り組むとされている。受け入れ環境の向上にどのように取り組むのか。また、クルーズ船が来ても地元にお金が落ちないという声を再三聞く。経済効果をどう認識し、各地域に波及を図るためにどのように取り組んでいくのか。

答弁(知事) 2020年4月の供用開始に向け、国による専用岸壁工事が進められ、県は、大型バスの駐車エリアを、ロイヤル・カリビアン社は、旅客

ターミナルと集客施設等を整備する。県内観光地を訪れてもらうため、阿蘇への主要アクセスルートの早期回復や、天草への移動時間短縮のための浮き桟橋整備などに取り組んでいる。実行委員会を設立し、歓迎機運の醸成、魅力度アップに取り組む。昨年は65隻が寄港し30万人近くが熊本を訪れた。アンケートの結果、昨年度、クルーズ客1人当たり約3万円を消費し、その3割が県内観光施設等での消費であった。1人当たり8,000円超で、観光統計における日帰り客の2倍以上の消費額である。推計約20億円の消費がもたらされたことになり、県経済に大きなインパクトがあった。さらに効果を高めるため、県内施設をツアー先に組み込むよう、船会社へ働きかけている。観光や港の課題について、ロイヤル・カリビアン社と協議する場も本日からスタートさせる。県下全域へ経済効果が波及するよう、全力で取り組んでいく。

## 3 被災者の生活再建

質問 熊本地震から2年8ヶ月が経過したが、いまだに約1万世帯、約2万3千人が仮設住宅などで生活されている。本年10月、新たな供与期間の延長要件が示され、公共事業や工期等の理由により再建になお時間を要したり、災害公営住宅への入居を待ったりするなど、真にやむを得ない事情のある場合、延長が認められることとなった。しかし、特に高齢者など弱い立場の方々の再建が難しくなるのではないかと心配する。住まいの再建をどのように進めていくのか。また、再建を果たしても、環境の変化に対応できず、ストレスや孤立感を感じる方も多いのではないか。仮設住宅入居中に行われる見守りやサロン活動などは、再建後にはなくなってしまう。再建された方々への見守りやコミュニティー形成支援について、どのような取り組みを考えているのか。

答弁(知事) 住まいの再建なくして復興はないとの思いから、みずから先頭に立って取り組んでいる。高齢者向け新型住宅ローンの利用促進を図り、申し込みが約90件、より低金利なローンなどの利用につながったケースが約650件に上っている。支援策や再建相談員を最大限に活用して取り組み、本年10月末までに、ピーク時の入居者数の半分を超える2万5千人、1万世帯が住まいを再

建した。今後は、高齢者や障がい者などへの支援がますます重要である。関係市町村では、約1万世帯全ての方々の個別支援計画を策定し、複合的な課題を抱える世帯へは、生活再建支援専門員などを中心に、伴走型の支援を行っている。福祉や医療施策の活用、専門機関との連携も図りきめ細やかな支援に努めている。今後、災害公営住宅への入居など、多くの高齢者や障がい者の再建が見込まれ、見守りや相談体制の充実、住民間の交流を図る取り組みをさらに進めることが重要である。市町村では相談員の配置や交流事業などに取り組むこととしており、県のアドバイザー派遣や見守り応援隊の活用を積極的に働きかけている。

#### 4・障がい者雇用の取り組み

質問 本年8月、本県知事部局、教育委員会と企業局においても、障がい者雇用率の算定を適切に行っていなかったとわかった。知事は、9月定例会で、H32年4月の法定雇用率達成を目指すと答弁されたが、単なる数合わせになつてはならない。採用後、継続して就労できる環境整備が必要であり、これまで以上に幅広く、知的障がいや精神障がいのある方も含め、就労機会を提供する姿勢が求められる。反省を踏まえ、積極的に障がい者雇用に向き合っていくことが、県に必要なことではないか。これまでの取り組みにあわせ、どのように向き合い、取り組みを進めていくのか。

答弁（知事）これまで、身体障がい者を対象とした採用試験により正職員としての雇用を、知的・精神障がい者を対象に、就労能力の向上や就労機会の拡大を目的に、非常勤職員としての雇用を進めてきた。今年度は、身体障がい者の採用枠を拡大し、来年1月に追加試験を実施する。来年度の採用試験からは、正職員の採用試験を知的・精神障がい者にも拡大するよう指示をした。就労支援機関や障がい者団体の助言も受けながら、障がいのある職員が働きやすい環境づくりに努める。非常勤職員の雇用なども充実させ、多様な就労ニーズに応えられるような就労の場を確保していく。

#### 5 高校における発達障がい児への支援

質問 高校には特別支援学級の設置がなく、発達障がいの中学生が高校進学する場合、状態に応じて

特別支援学校の高等部に行くか、公立・私立の高等学校に行くか、2つの選択肢しかない。特別支援学校では授業レベルが合わない、しかし、高校ではついていけるか不安だ、と考える子も多いのではないか。ほんの少し支援や手助けがあれば、授業についていける、友達とのコミュニケーションもうまくいく、という場合も多いのではないか。ちゅうちょし悩んだり迷ったりする中学生や保護者が一定数いると思う。一部の授業を特別の場で受けるという通級指導や、特別支援教育支援員の配置などが行われているが、圧倒的に数が足りていない。進学希望を持つ発達障がいの中学生が、安心して選択でき、勉強や生活ができる環境を整えていくのも、我々の責務ではないか。現状をどう考え、今後どう取り組んでいくのか。

答弁（教育長）発達障がいの診断を受けていたり、または特別な教育的支援を必要とする生徒は、今年度、全ての県立高校に在籍している。高校における特別支援学級については、教育課程編成や教員配置に関する具体的な内容が法令や規則に示されておらず、設置が難しい状況にあり、他県等にも例はない。今年度から高校で通級指導が実施できるようになり、本県でも、湧心館、松橋、菊池農業の3校で開始した。コミュニケーションや気持ちのコントロールなどを改善、克服するための授業を、3校で17人の生徒が受けしており、自分のペースで苦手なことを学ぶことができた、話す力をもっと身につけたいなど、前向きな感想が出されている。特別支援教育支援員は、H26年度から配置し、今年度は7校7人にふやしている。教師の指示をわかりやすく伝えたり、板書を書き写す際の補助などを行ったりして、生徒の不安やストレスの軽減、学習意欲の向上、安全の確保等で成果を上げている。必ずしも十分な対応とは言えないが、一定の成果も見られる。引き続き、通級による指導及び支援員配置の充実に努めていく。

6 五木村の再生（要望）五木村振興推進条例の制定から10年が経過し、観光面など一定の成果があった。特定の村を半永久的に支援し続けることは難しいが、今手を離すと、今までの努力や支援が無駄になるのではないかと懸念する。弾力的に考えていただき、引き続きの支援をお願いする。

(一般質問) 平成30年12月5日

## 県民クラブ 岩田智子

### 1 女性の社会参画加速化

#### (1) 政治分野における男女共同参画の推進

質問 2017年の熊本県内の女性リーダーの割合について、県議会議員が全国10.1%に対して6.5%で全国31位、自治会長が全国5.4%に対して2.8%で全国33位にとどまった。国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする目標を掲げている。平成30年5月に制定された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は理念法と言われ、具体的な数値や目標は定められてはいない。そこで、熊本県では、この政治分野における男女共同参画をどう実現していくのか、知事に尋ねる。

答弁(知事) 第4次男女共同参画計画に基づき、性別による役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立支援などの取り組みをさらに加速化する。女性の政治参加を進めるためには、あらゆる分野において活躍する女性の数、活躍の場を広げていくことが必要不可欠と思う。県では、平成32年度までに管理職に占める女性の割合を10%、役付職員に占める割合を24.6%という目標を定め、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に進めている。

#### (2) ハラスメント防止対策

#### (3) 熊本県女性の社会参画加速化戦略の状況

#### (4) ブライト企業における女性の社会参画

#### (5) 男女混合名簿の取り組み

質問 (2)厚生労働省の調査では、過去3年間に32.5%がパワハラを、働く女性の28.7%が過去にセクハラを経験しているという結果が出ている。熊本労働局によると、29年度の男女雇用機会均等法に関する相談は、セクハラ6,808件、マタハラ4,434件で、全体相談1万9,187件の6割ほどであった。女性の労働力人口の確保や就労人口の増加、共働き家庭の増加による社会への好影響を考えるときに、ハラスメントに対する防止策が必要不可欠だと思うが、その対策について環境生活部長に尋ねる。(3)熊本県女性の社会参画加速化戦略で、113の企業が女性の社会参画加速化宣言を表明している。そこで、宣言をしている企業がふえているのかなど、加速化戦略の状況について環境生活

部長に尋ねる。(4)ブライ特企業認定の審査項目の中に、女性の活躍に向けた目標設定の有無、女性管理職率が30%以上や、多様な働き方を支援する制度の有無、育児等に係る休暇、短時間勤務制度の利用の有無などを評価審査されている。そこで、女性の社会参画に関連する3項目について、認定企業の取り組み状況はいかがか、商工観光労働部長に尋ねる。(5)熊本県では小中学校での男女混合名簿が進み、多様性を認め合おうという取り組みが行われていると思うが、県立高校や特別支援学校等でも男女混合名簿が必要だと思うので、その取り組みについて教育長に尋ねる。

答弁(環境生活部長) (2)役割分担意識の解消やハラスメントへの注意喚起を盛り込んだリーフレットを作成し、啓発に努めている。また、中高生向けの男女共同参画に関する学習資料も作成し、県内全ての中学校、高校に配布をしている。今後、関係機関と連携しながら、意識啓発や相談体制の充実などに努め、ハラスメントを許さない社会づくりを推進してまいる。(3)女性の管理職比率を高めるなどの目標を宣言する企業等の登録、将来の幹部を養成する女性経営参画塾修了生100名の輩出や、その修了生によるネットワークの構築などの具体的な目標を掲げている。戦略の目標を達成し、さらに、民間の方々の自主的な動きも見られるなど、おおむね順調に取り組みが進んでいる。今後とも、産学官の皆様方とさらなる連携、協力を進めるなど、県内の女性の活躍推進に努めてまいる。

答弁(商工観光労働部長) (4)全288社の審査項目の状況は、3項目全てを満たしている企業が65社、2項目を満たしている企業が118社と、2項目以上を満たす企業が全体の63.5%となっている。ブライ特企業の認定によって、県内企業における女性の活躍促進を含めた労働環境と待遇の向上に一定の成果が上がっている。女性の活躍促進はもとより、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業を増加させるとともに、県内企業における労働環境の一層の向上に努めてまいる。

答弁(教育長) (5)特別支援学校では全ての学校で使用しており、県立高校では32.3%となっている。学校運営においても多様性を大切にし、人権を尊重できる学校を目指し、混合名簿についても導入に向けて学校等と積極的に議論を深めてまいる。

## 2 成年年齢引き下げ等に伴う消費者問題

質問 平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。2022年4月1日から施行され、この改正に向けた環境整備をしっかりと整えていかねばならない。そこで、①成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害防止について、これまでどう取り組み、今後どう進めていくのか。また、②年齢にかかわらず、知識不足や恐怖心、好奇心をあおって不当に契約されたものは取り消すことができるというルールの改善の国への働きかけについて、環境生活部長に尋ねる。

答弁（環境生活部長） ①今年度から、高校生等のための消費生活講座を開始した。あわせて、大学等に対しても、トラブル情報の提供や消費者教育の実施について働きかけを行うこととしている。引き続き、関係各課と一層の連携を図ることが重要であると考えており、出前講座等について検証や意見交換を行い、内容の充実を図ってまいる。②県としては、今後示される法解釈や新たな措置を見きわめながら、必要な対応を行ってまいる。

## 3 防災意識

質問 2018県民アンケートの1番目の項目に、防災・治安があり、「あなたは、ご自身やご家族を災害から守るために、何をしていますか。」という問い合わせに対して、何もしていないという回答は、地震直後は12.1%だったが、ことしは13.1%などとなっている。結果を見ると、少しずつ風化しているようにも見える。復旧・復興が進んできた結果であっても、防災意識は高めなければならない。今後、県として県民の防災意識を高めるために力を入れていく取り組みについて、知事公室長に尋ねる。

答弁（知事公室長） 今年度から、くまモンを主役にした啓発動画の作成を進めている。さらには、熊本地震の記憶を語り継ぐ語り部の方々の経験談なども映像として残す取り組みを進めている。県や市町村が実施する防災講習会や学校の防災教育など、さまざまな機会で活用し、熊本地震の経験や防災意識の重要性を次世代にしっかりとつなげてまいる。県としては、県民一人一人が日ごろから防災を自分のこととして考え、行動につなげられるよう、防災意識の向上に努めてまいる。

## 4 消防職員採用での色覚検査等

質問 平成30年9月14日、「消防吏員の色覚検査の基本的な考え方について」という通知がなされており、今回、熊本県内の12の消防本部に調査をした結果、採用時に色覚検査をしているという消防本部が9、していないが3、採用の制限を行っているが4、制限はないが3、医師の判断により支障ない場合は合否判定に関連なし1、医師の意見を参考にするが1という状況であった。これだけの認識の差があることに関して矛盾はないのか、厚労省や消防庁からの通知をきちんと反映するためにどうしていくのか、総務部長に尋ねる。

答弁（総務部長） 各消防本部の規模や職員配置、職員の育成の考え方等に違いがあることから、対応に差が生じたものと考えている。県としては、通知の趣旨をさらに徹底するため、消防長会などの機会を捉え、周知に努める。また、今後、色覚に障害がある方が、危険な消防の現場で、これまで以上に安全に働くためには、どのような人事配置や業務上の配慮が必要か、各消防本部の検討が進むよう促してまいる。

## 5 教職員の働き方改革

質問 ことし2月に質問した教職員の働き方改革について、今回改めてお尋ねしたい。2月の文科省通知「学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、業務改善は本当に進んでいるのか、教育活動に専念するための支援体制は整っているのかなど、現場からさまざまな声をいただいている。教職員の働き方改革にこれまでどう取り組み、これからどう進めるのか、教育長に改めて尋ねる。

答弁（教育長） これまで働き方改革として、負担軽減のために、調査やアンケートの重複実施を避けたり、服務処理の電子化など、学校現場の業務削減や効率化に取り組んできた。さらに今年度は、夏季休業期間中に全ての公立学校で学校閉学日を実施するとともに、全ての県立学校にタイムレコーダーを導入した。運動部活動についても、県の指針を改正し、部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減に努めている。学校現場やPTA等の意見を十分に聞きながら、教職員の働き方改革の取り組みを、これまで以上に強力に進めてまいる。

(一般質問) 平成30年12月5日

## 公明党 前田憲秀

### 1 健康長寿社会の実現に向けて

- (1) 認知症対策
- (2) 肺炎球菌ワクチン接種
- (3) 健康長寿日本一を目指して

質問 (1)公明党は、本年9月に認知症施策推進基本法案の骨子案を取りまとめたが、今後、省庁横断的に認知症対策が進むことを期待するものである。本県は、認知症サポーター養成9年連続日本一を継続し、九州で初めて若年性認知症支援コーディネーターを配置するなど、認知症対策において全国をリードしていると思うが、今後どのように取り組んでいくのか、健康福祉部長に尋ねる。

(2)平成26年10月から肺炎球菌ワクチンの定期接種が開始され、平成26年から5年間を経過措置期間とし、今年度が最終年度となっている。特例期間が終了する平成31年度以降は、「原則として65歳以下と対象が限定されるが、県として、現状をどのように認識し、市町村との連携についてどのように考えているのか、健康福祉部長に尋ねる。

(3)自分が健康であると自覚している期間の平均を算定したデータ、いわゆる健康寿命によると、熊本県は、2013年で男性が8位、女性が25位となっている。超高齢社会を迎えるに当たって、さまざまな施策の到達点の一つとして健康長寿日本一を目指してはと思うが、いかがか。知事に尋ねる。

答弁 (健康福祉部長) (1) 認知症対策を4カ年戦略の重要施策に位置づけ、医療、介護、地域支援の3つの体制整備を柱に施策を推進してまいった。加えて、今後は、認知症サポーターのさらなる養成や認知症カフェなどの居場所づくり、精神科病院と一般診療科病院の連携強化など、地域における支援体制の充実を図り、サポーター活動を活性化する環境づくりにも取り組んでまいる。

(2)本県における平成28年度の65歳の肺炎球菌ワクチン接種率は43.8%で、半数以上の方が未接種の状況にある。県では、広報を通して県民に積極的な接種を働きかけるほか、県医師会の協力のもと、居住市町村以外でも接種を受けることができる予防接種の広域化を進めるなど、市町村と連携しながら、接種率のさらなる向上に努めてまいる。

答弁 (知事) (3)くまもと21ヘルスプランに基づき、運動や栄養、歯のケアなど、健康的な生活習慣の形成による、生涯を通じた健康づくりに取り組んでおり、今年度から、糖尿病対策を最重要施策と位置づけ、重点的に強化していく。また、健康づくりを個人の取り組みだけで長続きさせることは難しい面もあるため、熊本県健康づくり県民会議において、県民総参加による健康づくり運動を開催している。このような取り組みを開拓していくことにより、高齢者が長寿で輝くくまもとを実現し、健康長寿日本一につなげてまいる。

### 2 インバウンドを見据えた整備状況

質問 ①訪日外国人旅行者の増加に伴い、一部の観光地では、オーバーツーリズムの懸念が高まっていると聞く。熊本でも、クルーズ船客の入場を制限する施設等の事例が発生している。そこで、オーバーツーリズムについて、本県に類似する事例等がなかったか、また、どのように対応するのか。

②熊本のおもてなしについては、外国人に話しかけられたらどうしようと、積極的にコミュニケーションをとる雰囲気ではまだないようだ。今後重要なのは、旅行者がストレスなく旅行を楽しめ、満足度を高める取り組みではないか。そこで、県では、外国人観光客の受け入れに当たり、どのような環境整備対策に取り組んでいるのか、以上2点、商工観光労働部長に尋ねる。

答弁 (商工観光労働部長) ①八代港に寄港するクルーズ船のツアーバスによる渋滞等の問題が一時的に発生したが、旅行会社に対し、運行時間やルート調整を申し入れ、現在では緩和している。本県では、まだオーバーツーリズムといった状況はないが、今後とも、外国人観光客と地域住民がウインウインの関係になるよう、しっかりと対応してまいり。②くまもとフリーWi-Fiの整備や多言語コールセンターの開設など、外国人観光客が快適に熊本を楽しめる環境整備と県民を挙げておもてなしの機運の醸成を引き続き推進してまいる。

### 3 Society 5.0 時代に向けた公立学校における

#### ICT環境の整備

質問 Society5.0の時代は、学校も先端技術を取り入れ、全ての子供たちに読解力等の基盤となる学

力を確実に身につけさせながらも、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場となることが予想され、新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力として育成するとともに、必要に応じコンピューター等を有効に活用し、知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性をバランスよく育成することが求められている。将来のSociety5.0の到来を見据えるとともに、新学習指導要領の着実な実施に必要な①ICT環境の整備状況と、②現在の取り組み及び今後の県の対応について、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） ①平成29年度末において、教育用パソコン、電子黒板は、全国平均を上回っているものの、国が示す第3期教育振興基本計画の目標には達していない。無線LANや超高速インターネット整備率は、国の目標と全国平均を大きく下回っている状況。②平成25年度から未来の学校創造プロジェクト事業を立ち上げ、ICTを活用した授業の推進に努めてきた。今後は、2022年度からの新学習指導要領の完全実施を見据え、ICT環境の計画的な整備を推進し、教職員が安心して活用できるよう、教材の作成や機器操作等の技術的な支援についても進めてまいる。

#### 4 公会計制度改革の更なる推進に向けて

質問 地方公会計制度改革は、平成27年度からの3年間で財務書類を作成するよう求められているが、本県は、熊本地震の影響で統一的な基準で作成された財務書類等の公表が2年先送りされた。そこで、①今後のスケジュールと展望、②今後の職員研修のあり方について、総務部長に尋ねる。

答弁（総務部長） ①財務書類等を平成31年度中に作成、公表するため、現在、実務的な準備作業に取り組んでおり、固定資産台帳及び貸借対照表の整備を今年度中に終える見込み。②本年8月に、外部講師を招き、制度の概要や有効活用策に関する研修を実施したところ。今後も引き続き職員の複式簿記等の基礎知識の向上に取り組む。

#### 5 第3次動物愛護推進計画策定後の動物愛護のあり方

質問 本県は、第3次動物愛護推進計画を1年前倒しで策定し、入口対策、出口対策のさらなる充実

と保護動物の適正管理等に取り組んでおり、また、県動物愛護センターのあり方検討会も実施され、今年度中に最終的な提言がまとめられると聞いている。そこで、①第3次熊本県動物愛護推進計画に基づく新たな取り組みについて、②県動物愛護センターのあり方検討の状況及び今後の対応について、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①計画で掲げた入口対策、出口対策、動物愛護の啓発の3つの方向性に沿って、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に対する補助制度や愛護団体に対する活動助成制度の創設、フェイスブックによる情報提供など、新たな施策に取り組んでいる。②10月には、中間報告として、動物愛護の啓発や教育、譲渡活動等を推進するための拠点施設整備の必要性などについて提言があり、今年度中に最終報告が行われる予定。これを踏まえ、センターに必要な機能や管理運営体制、災害時対応などについて検討を行ってまいる。また、地域の動物愛護機能の充実や熊本市、愛護団体等とのさらなる連携強化を図っていく。

#### 6 脱炭素社会実現と再生可能エネルギーの育成

質問 県は、脱炭素社会の実現に向けて水素エネルギーの普及促進の方針を打ち出し、県庁内に水素ステーション及びFCV、いわゆる燃料電池自動車を導入したが、①これまでの普及啓発の実績及び今後の方向性について、さらに、②水素を活用することによる再生可能エネルギーの今後の展望について、商工観光労働部長に尋ねる。

答弁（商工観光労働部長） ①環境フェアなどのFCVの展示や試乗会を通じ、その環境性能や水素の安全性について県民へ周知、また、企業向けに、水素関連技術の情報提供やセミナーなどを開催。今後もFCVの活用機会をふやし、普及啓発を進めてまいる。②国が昨年12月に策定した水素基本戦略では、再生可能エネルギーを無駄にせず、かつ電力系統の安定化を実現するためには電力貯蔵施設が重要であり、その中で、蓄電池だけではなく、水素の活用が必要になると明記されており、来るべき水素社会の実現に向け、県の果たすべき役割をしっかりと担ってまいる。

#### 7 事業承継税制の周知（要望）

(一般質問) 平成30年12月6日

## 自由民主党 高木健次

### 1 國際スポーツ大会の成功に向けた取り組み

質問 ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権の開催まで1年を切り、女子ハンドボール世界選手権のチケットも販売が開始された。2つの大会をチャンスとし、多くの観戦者に本県を訪れてもらい、熊本地震からの復興の弾みとする必要がある。しかし6月の県民アンケートでは、大会に関して県民の盛り上がりが欠けているという結果だった。各種イベントやPRなどの成果が表れていないのではないか。費用面を見ると、2つの大会の合計で83億円の経費が必要と試算されている。経費の大部分を県や開催市が負担する以上、経済効果をしっかりと生み出す必要がある。ラグビーは全国の都市で開催されることから、メディア等での露出も増え、徐々に盛り上がりを見せている。ただし、熊本はまだまだといった状況である。ハンドボールは本県だけでの開催であり、まずは県民の関心の高まりや盛り上がりが必要だが、県民アンケートの結果からすると楽観できない。県全体で大会の盛り上がりを作るとともに、県外、海外からも多くの方々に観戦に集まつてもらい、大会の効果を広く県内に波及させる必要がある。現在の状況では、2つの大会の観戦者数目標、特に女子ハンドボール世界選手権で30万人の観戦者数目標を達成することは、非常に厳しいのではないかと危惧する。1年後に迫った2つの大会に向け、どのように盛り上げを図っていくのか。

答弁(知事) 全国規模で開催されるラグビーについては、福岡県や大分県とも連携し、国内外からの誘客の促進を図っている。集中的なイベントや都市装飾等を実施し、盛り上がりに手応えを感じている。さらなるPRを行い、観戦者数目標の見通しつけられるよう全力で取り組む。本県で全試合が開催されるハンドボールについては、県民挙げての盛り上がりが重要と考える。各学校による一校一国運動や、地域、企業の応援団活動などを展開し、全県的なムーブメントを作つてまいる。全国的には、有名人サポーターやくまモンを活用したPRを実施するとともに、東京で応援組織を設立し、オールジャパンでの盛り上げを図る。

### 2 県営野球場の新設

#### (1) 県営野球場のあり方の検討と今後の方針

質問 教育長はこれまでの答弁で、県営野球場のあり方の検討に当たっては、しっかりと取り組むと回答された。一方で、藤崎台球場は老朽化しているが、修復しながら30年の長寿命化計画の策定を検討していくとの、寝耳に水の計画を聞いた。もう1点、平成31年2月策定予定の第2期熊本県スポーツ推進計画素案において、熊本武道館については記載されているが、県営野球場については全く言及がなされていない。今までの6年間の議論は何だったのか、甚だ残念でならない。過去6回の質問において藤崎台球場の課題、新球場の必要性について重ねて訴えてきたが、取り組みや方向性がなかなか見えない。多くのスポーツ施設が熊本地震により被災し、復旧に取り組んでいることは承知している。被災者の生活再建の道筋をつけることが第1という知事の方針もそのとおりである。しかし、地震からの創造的復興をなし遂げるためにも、27万人もの署名が集まった県営野球場の新設について、調査検討を加速化すべきではないか。スポーツ施設のあり方検討会議などにおける検討の成果と今後の方針について尋ねる。

答弁(教育長) 新球場建設の必要性を含めた県営野球場のあり方について、課題整理や情報共有に取り組んだ。東日本大震災時に避難拠点施設となつた福島県の野球場の調査を行うとともに、特別史跡熊本城跡保存活用計画の内容について、熊本市と情報交換を行つた。今年度は施設の利用団体から意見をいただき、課題解決に向けた協議を行つてゐる。さらに、藤崎台球場で実施された試合について、経済効果の分析を行つた。そのような中、国からは、公共施設等について長期に使用するための個別施設計画を策定するよう要請されており、藤崎台球場も当該計画を策定する必要がある。一方で新球場建設については、必要性の検討、費用等の把握を行う必要がある。教育委員会としては、県営野球場のあり方について検討することを、第2期熊本県スポーツ推進計画に記載するとともに、これまでの課題整理などに加え、藤崎台球場を継続使用する場合の改修費用等や新球場の建設費用等の検証について、知事部局等と連携しながら、できるだけ早く取りまとめてまいりたい。

## (2) 知事の考え方

質問 今年はプロ野球オールスターが藤崎台球場で開催された。野球振興に果たした役割は大きく、また、熊本地震からの復旧復興への大いなる後押しになった。一方で、球場施設に起因する様々な問題があったと伺った。座席数が少なく、パブリックビューイングには7,000人を超える観客が詰めかけたと聞いた。諸室もなく、仮設プレハブや護国神社の諸室を借りて対応したとも聞いた。球場における施設面の問題は、これまで私が指摘しているところだが、残念ながらこのような大規模イベントにおいて、施設の脆弱性が露呈されることとなった。知事も球場にお見えになり試合をご覧になられたが、改めて藤崎台球場の問題を目の当たりにされたのではないか。さて、10月に教育警察常任委員会の視察において、宮城県県営野球場を視察した。華やかな球場を目の当たりにし、わくわくする気持ちを抑えられなかった。東日本大震災を体験された東北の方々のまさしく夢や希望が詰まった野球場に思えた。熊本地震からの創造的復興という視点で考えたとき、県民が夢や希望を持てる大胆な取り組みが今まさに必要ではないか。新球場を建設すれば、藤崎台球場の施設面の問題は一気に解決するし、プロ野球公式戦も数多く開催されるのではないか。多様なイベントに対応できる施設にすれば、野球ファン以外の集客も見込め、経済効果を高めることができ、防災拠点としての活用、地方創生、まちづくりにも繋がると私は確信している。国・スポーツ庁は、スポーツを成長産業と位置づけ、地域活性化の起爆剤とすることを目的としたスタジアム・アリーナ改革指針を打ち出している。今こそこういった追い風に乗るときではないか。知事の決断が鍵を握っている。野球関係者はもちろん、県民の悲願である新球場建設について、知事の考え方を尋ねる。

答弁（知事） 県営野球場の新設について、27万人の署名が集まることはしっかりと受け止めている。しかし現在は、熊本地震からの復旧復興に全力を注いでいる状況にあることから、すぐに新設の可否を判断することは難しい状況であることを御理解いただきたいと考える。県営野球場の新設に関しては、教育委員会の検証を踏まえ、都市戦略会議の場を活用しながら議論してまいる。

## 3 熊本都市圏の交通体系

質問 熊本都市圏北部地域は、沿道開発の進行や産業拠点の立地など、交通需要が非常に高い。大津西合志線、国道387号など、道路の渋滞は著しく、地域活性化の阻害要因となっている。県では、都市交通の総合計画であるマスタープランを策定し、先般、その目標像を実現するために、実行計画となるアクションプランを策定された。①アクションプランをどのように活用し取り組んでいくか。②交通に係る課題の多い都市圏北部地域について具体的にどのような取り組みを実施するか。

答弁（土木部長） ①個々の施策をパッケージ化し、各事業者が協働で事業と進捗管理を実施し、併せて結果の公表も行うことで、施策の実効性を高める。②中九州横断道路は、都市計画の説明会を実施したところであり、早期の事業化に向けて速やかに手続きを進める。県道大津西合志線は、御代志やJ.T前交差点の改良を行ってきた。付加車線の設置などボトルネック解消に取り組む。県道大津植木線は、合志市栄～辻久保の区間を開通する運びとなった。バイパス全線の早期開通に向け取り組む。国道387号は、御代志地区画整理事業と連携した交差点改良に取り組み、渋滞緩和を図る。

## 4 交番等の安全対策強化

質問 県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に当たっていただいている県警に心から感謝申し上げる。現場対応した警察官が切り付けられ重傷を負う事案、交番勤務中の警察官が襲撃され命を落とすといった事件が相次いで発生した。交番でも警察官が1人になったときを狙われており、基本的に単身勤務する駐在所の場合、大半が家族同伴で勤務しておられ、警察官やその家族を守る安全対策は大丈夫か心配するところである。交番等の安全対策の強化についてどのように考えるか。

答弁（警察本部長） 各種受傷事故防止対策に取り組んでまいりたが、一連の襲撃事案を踏まえ、拳銃奪取を想定した実践的訓練、対刃防護衣の常時着装、事務室レイアウトの見直しなど、安全確保の一層の強化を進めている。勤務員等の安全を確保する防犯カメラや緊急通報装置等の整備、コンパクトで機能性の高い防護盾の配備など、交番や個々の警察官の安全対策強化に努めてまいる。

(一般質問) 平成30年12月6日

## 県民クラブ 鎌 田 聰

### 1 障がい者雇用水増し問題

質問 本県も再調査の結果、法定雇用率に対して不足していた。この問題は、これだけ大きいにも関わらず、中央省庁は、どこも処分をしていない。障がい者や民間企業を裏切る行為を長年行ってきて処分なしは理解に苦しむ。すでに知事や副知事、関係職員の処分を行う県、処分する方向で検討中の県もあると聞く。そこで、知事に尋ねるが、本県も処分を行い責任の所在をはっきりさせ三度とやらないという決意を示すべきだと考えるがいかがか。

答弁(知事) 職員を処分する場合、懲戒処分の指針や過去の事例に照らし、慎重に判断している。今後、指針等に沿って、把握した事実関係等を基に適切に判断し、今月中には結論を出したい。

### 2 水俣病公害認定50年を迎えて

#### (1) 沿岸住民の健康調査

#### (2) 認定審査業務

質問 (1)水俣病は本年、公害認定から50年を迎えた。行政がやるべきことをやっていない、これが水俣病問題混迷の根源である。これまで補償や救済策が講じられたが、つぎはぎだらけでいまだすべての被害者救済につながっていない。被害範囲の実態をしっかりと掴み、必要な救済策を講じるべきで、その前提が不知火海全域の住民健康調査だが、国は、やるやると言いながら、いまだにできていないし、いつ頃やるのかも示されない。そこで、国は本当にやる気があるのか、具体的に国は調査手法の何を開発しているか、開発が進まない要因は何か、いつ頃実施予定か、明らかにしていただきたい。(2)知事は、熊本復旧・復興4カ年戦略に、任期中に1,200件の認定審査業務を終わらせると掲げているが可能か。1日も早くすべての被害者の救済を、との思いは私も同じで、着実に進めてほしいが、その第一段階の疫学調査の対応について、申請者の立場に立っていない、丁寧さに欠ける調査が行われているのではないかと指摘されている。具体的に一つは、申請者が普段から精神的不安を抱えておりパニック状態になる懸念があつ

たのに医者の調査への同席を認めなかつたこと。もう一つは、県から疫学調査の訪問を告げられ、具合が悪いのでその日はキャンセルしようとする申請自体の取り下げ書を送りましょうか、と言ってきたということ。知事はマニフェスト公約実現のため、棄却や取り下げを進めているとの指摘を受けないよう、丁寧に進めるべきである。そこで、①今後の見通し、②申請者に寄り添つた丁寧な対応について知事に尋ねる。

答弁(知事) (1)国では、現在、手法の開発に向け、有効な診断方法の開発、患者の経年変化等の把握、水銀へのばく露の量と症状等へ関係、等の課題について、基礎的知見を得るために研究が行われている。環境大臣は、「メチル水銀が人の健康に与える影響を的確に診断する手法は、慎重かつ確實に開発しなければならない。時間を要しているが、着実に進めたい」旨の発言をされ、私も、調査研究の実施に当たり、科学的正当性を有する調査手法を確立することが重要と考えており、10月の国への要望活動の際にも、改めて調査手法の開発の加速化を要望した。(2)①これまで約800件の審査を行い、今年度末までの3年間で900件程度の審査を行う見込み。平成31年度までの1,200件の審査完了に向け、引き続き、着実に認定審査を進めてまいり。②指摘について、以下のような事案があったとの報告を受けた。調査に伺つた際、申請者と家族のほか、医師がおられた。申請者に確認すると、自身からは同席を依頼しておらず、また、調査困難となる体調不良などの訴えもなかった。そこで、申請者及び医師に、同席はお断りしたい旨を十分説明し、了解の上、家族に同席いただき調査を実施したこと。また、認定申請の取下げは、必ず申請者本人の意思を確認しており、疫学調査キャンセルにより、県から取下げを勧めることはない。今後も、申請者の状況に十分配慮しながら、迅速かつ丁寧に進めてまいり。

#### (3) 水銀フリー社会の実現に向けて

質問 水俣病を経験した本県は、水銀フリー宣言を行い、水銀フリー社会に向けて取り組みを進めているが、その県が管理する庁舎や施設、道路などの蛍光灯や水銀灯はまだ、LEDなどに切り替えられていないものも多いようである。また、学校や警察などの施設における水銀灯などの設置

状況は、一部把握できていないとの話もある。水銀製品の使用削減や代替製品への転換促進を訴える県がいつまでも水銀製品を使用すべきではない。そこで、知事部局、教育委員会、警察本部管理の施設等で使用している水銀灯などについて、各施設管理者が設置状況をどう把握し、今後どうしていくのか、代表して環境生活部長に尋ねる。

答弁（環境生活部長） 知事部局では、県庁舎等は、平成22年度から計画的に交換している。また、県管理道路は、平成27年に設置状況調査を実施し、順次、交換している。教育委員会、警察本部でも、校舎・警察署等の施設改修時等に個々の施設ごとに交換しており、今後、所管施設に係る照明器具等の調査を行う予定である。

### 3 熊本地震被災者の医療費窓口負担の免除

質問 県は、所得が少なくお困りの方に対しては減免制度（国保44条）があり、これを周知徹底していくとのことだが、免除措置廃止以降、県内の利用者はわずか1件しかない。特例措置の医療費免除を復活してもらいたいが、対象も多く財政に与える影響も大きい。そこで、平成28年熊本地震において、半壊以上の判定を受けた住民税非課税世帯または仮設団地及びみなし仮設住宅に入居中の住民税非課税世帯を対象にした医療費の窓口負担等の免除措置ができないか、知事に尋ねる。

答弁（知事） 既存の減免制度を活用できること、市町村に継続の意向がないことなどから、県の財政支援の復活は難しい。被災者の方々に既存の減免制度の周知の徹底を図ってまいる。既存の減免制度対象外の方には、市町村と連携し地域支え合いセンター等による日常的な訪問等により支援している。また、特に支援が必要な方に対しては、ケース会議を開催し、生活再建支援専門員等によるきめ細かな支援に取り組んでいる。

### 4 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

質問 本年10月に生活困窮者自立支援法が改正されたが、①自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ適切な支援をするには、関係機関の連携をさらに強化する必要がある。そのための情報交換や支援体制を検討するための会

議の設置について、②市及び町村に対する支援について健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①すでに、各地域で関係機関等が参加する「支援調整会議」を開催しており、今後も、この会議を活用し、生活困窮者を確実に相談につなげ、包括的でかつ早期の支援に努める。②全ての市町村に相談窓口を設置し、配置の相談支援員等の研修を県主催で行っている。また、希望する市との任意事業の共同実施等により、市の事業実施体制への支援も行っている。

### 5 犯罪被害者等支援と加害者家族への対応

- (1) 犯罪被害者等支援条例の制定
- (2) 犯罪加害者家族への対応

質問 (1)私は一般質問で、被害者等支援条例の制定を求めてきた。それから今日まで、14道県で県条例制定が進んでいる。そこで本県も被害者支援の取組みをさらに推進するため、条例制定を行うべきと考えるが、環境生活部長に尋ねる。(2)加害者家族は、被害者側とその立場は反対だが、抱える困難は驚くほど類似している。しかし、サポートする制度はなく、その重要性もほとんど理解されていない。そこで、加害者家族の相談窓口設置について環境生活部長に尋ねる。

答弁（環境生活部長） (1)取組指針に基づき相談窓口の強化及び県民の方々の理解促進に努め、併せて、条例制定を含め、支援施策の充実について検討を行ってまいる。(2)加害者家族に対する専用の相談窓口は設けていないが、相談があれば人権センターで対応し、内容に応じて専門機関と連携の上、解決を図ってまいる。

### 6 定時制・通信制教育の振興

質問 「定通併修」とは通常、定時制課程は、卒業まで4年かかるが、4年生で学ぶ内容を通信制学校で単位修得し、3年生で卒業できる制度であるが、高等学校等就学支援金は定時制課程分を支援金対象とすると、通信制課程の単位取得は自己負担となる。この自己負担分の免除はできないか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 引き続き、国に対し支援を要望するとともに、県独自の負担軽減の取り組みについても、その必要性を含め検討してまいる。

(一般質問) 平成30年12月6日

## 自由民主党 楠本千秋

### 1 天草地域の振興策

#### (1) 御所浦地域の振興

質問 先月の11月18日に、御所浦架橋事業の地元説明会が開催され、橋がかからないことへの不満など、多くの意見あるいは要望が交わされた。架橋の実現は、島民が長い間望んでいたものであり、今回の休止判断に多くの島民が落胆している。先行きが不透明な状況の中、振興策を速やかに進めていく必要がある。架橋事業の中止に至る経緯を踏まえ、御所浦地域の振興策について、今後どのように取り組んでいくのか、知事に尋ねる。

答弁（知事） 島民の皆様から、架橋の実現を望む切実な御意見をいただき、改めて心が痛む。今後は、架橋事業のさらなる長期化に対する振興策として、さまざまな課題に速やかに対応していく必要がある。取り組みの拡充を求める要望を踏まえ、来年度から実施できるよう検討を進めてまいる。

#### (2) 幹線道路等の整備推進

質問 ①現在、工事が進められている熊本天草幹線道路の本渡道路、宇土道路の状況について尋ねる。②国道266号の望薩峰工区や国道389号の下田南工区など、通行に支障を來す箇所が点在している。また、通学路に、歩行者の安全性が確保されていない箇所が残っている。国道等の現在の整備状況について、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） ①本渡道路について、用地取得の現在の進捗率は約66%と進んでいる。国が施行する宇土道路については、平成29年度末現在の用地進捗率は、約58%と伺っている。また、2つのインターチェンジ予定地周辺の地盤改良工事に加え、今年度から新たにJR三角線を渡る工事用進入路に着手するなど、着実な進捗が図られている。②国道266号望薩峰工区では、これまでに約600メートルを供用している。来年度には、橋梁を含む約430メートルを供用する予定。国道389号下田南工区では、約1.6キロメートルを供用している。通学路については、通学路交通安全プログラムに基づき、7カ所で重点的に安全対策を進めている。引き続き、天草地域の振興に必要な幹線道路等の整備に、しっかりと取り組む。

#### (3) 一次産業推進の取り組み（養殖漁業の振興、畜産業の振興）

質問 ①天草地域の基幹産業である魚類養殖漁業の平成28年の県内生産額は200億円であり、県全体の養殖漁業生産額の約6割を占めている。しかし、漁業経営は厳しい状況にあるため、漁村集落では、地域の活力も低下している。そこで、天草地域の養殖漁業の振興についてどのように取り組むのか。②特に和牛においては、改良による高品質化は不可欠と思われる。全国和牛能力共進会が、2022年に鹿児島県での開催が決まっている。改良の加速化や全共鹿児島大会に向けた取り組みについて尋ねる。③牛白血病は、一旦発病すると処分せざるを得ない。県下における清浄化に向けた現在の取り組み状況について、農林水産部長に尋ねる。

答弁（農林水産部長） ①養殖場の環境調査など漁場の環境改善を進めており、4つの業者が、東京オリンピック・パラリンピックへの食材調達基準を満たした認証を取得した。ヒトエグサの養殖について、人工的に種つけを行う技術の開発により、生産の拡大を図っている。マガキについても、県内海域での天然採苗の試験に取り組み、生存率の向上やコスト削減を目指している。販路拡大の面でも海水養殖漁協等による輸出に向けた取り組みを支援しており、県内水産物の輸出額は着実に増加している。今後とも、天草地域の養殖漁業の振興に努める。②今年度から新たに、種雄牛候補の母牛を、これまでの80頭程度から、県内最高レベルの15頭程度に絞り込んで、より能力の高い種雄牛の生産に取り組んでおり、早期肥育の試験も開始している。③発病が疑われる牛の病性鑑定とあわせて、感染予防に関する指導を継続して実施している。また、今年度からは、毎年800頭実施していたサンプリング調査を3,000頭に拡大し、既に10月末で約1,500頭の調査を終了した。引き続き、天草地域の畜産業の振興に取り組む。

### 2 自転車活用推進法

#### (1) 自転車活用推進の取り組み

質問 平成29年5月1日に、自転車活用推進法が施行され、自転車活用推進計画が、本年6月に閣議決定されている。私の地元では、先週日曜日に市民参加型サイクリングイベントが開催され、県内

外から多くの方が参加し、観光面でも大きな経済効果があった。そこで、自転車活用推進法や国の推進計画を踏まえ、天草地域におけるサイクルツーリズムの拡大に向け、どのような環境整備に取り組むのか、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 来年1月26日に、県、地元市町及び関係民間団体等で構成する天草地域サイクルツーリズム推進協議会を設立する予定であり、本協議会では、自転車の走行ニーズが高い路線を選定し、快適なサイクリングルートづくりに取り組む。また、立ち寄り施設におけるサイクルスタンプの設置などの受け入れ環境の充実を図る。さらには、ルートマップや地元開催のサイクリングイベントなどの情報発信にも取り組む。

#### (2) タンデム自転車の公道走行

質問 タンデム自転車とは、数人乗り自転車のことです、パイロットと呼ばれる前部座席の運転者が健常者であれば、後ろには視覚障害者が乗ることができます。2020年のパラリンピックを見据え、全国で公道走行解禁の動きが広がっている。23府県では走行可能だが、熊本ではまだ解禁されていない。熊本では、昨年、「タンデム自転車の一般公道通行可を推進する関係者、有志一同」も結成され、一日も早い公道走行解禁のため、警察本部に要望書も提出されている。一般公道通行可に向け、どのように対応されるのか、警察本部長に尋ねる。

答弁（警察本部長） 一般公道で走行可能とする方向で考えているが、その前提として、安全性の確保が必要。このため、現在、走行上の安全性の確認やタンデム自転車に限った交通ルールの周知方策について検討を進めている。さらに、今後、道路管理者である各自治体との調整や道路交通環境整備の働きかけを行うなどして、タンデム自転車の一般公道走行に向けた取り組みを推進する。

### 3 県民の健康対策

質問 昨年、天草市の健康ポイント事業を紹介したが、県内でも同じような取り組みが広がっている。高齢者を取り巻く環境が変化する中で、ロコモ対策にも効果を上げるのに身近な公園に設置された健康遊具があり、県内でも設置が進んでいる。国では、国民健康保険の制度改革に合わせて、各自治体のいろいろな取り組みにポイントをつけて交

付金を配分する保険者努力支援制度もある。制度の説明と各自治体の創意工夫された事業に、県としても支援が必要ではないかと思うが、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 国民健康保険における国の保険者努力支援制度があり、今年度から本格実施されている。また、国民健康保険では、健康課題や地域の特性に応じた健康づくりに国や県の特別交付金等が交付される制度もあるが、この制度の利用拡大も課題となっている。このため、市町村を対象に、創意工夫ある取り組みを県内全ての市町村に広げていきたいと考えている。今後も、各市町村の地域の実情に応じた健康づくりの取り組みを、しっかりと支援してまいる。

### 4 体験学習の推進

- (1) 命の教育（AEDと心肺蘇生法）の推進
- (2) 自然体験活動の推進

質問 (1)平成29年3月、中学校学習指導要領に、応急手当の実際として、心肺蘇生法、実習を通して応急手当ができるようにする内容の告示が出されている。本年の3月には、高等学校学習指導要領に、実習を通して、AEDなどを用いて心肺蘇生法ができるようにするとある。そこで、熊本県が全国に先駆けて、県下の小中高で取り組むことはできないか尋ねる。(2)災害には、いわゆる自助と共助が必要であり、そのためには、命の助け合いや思いやりの気持ちを育む自然体験活動が必要である。県内4カ所の青少年教育施設において自然体験活動を推進されているが、管理運営を託している指定管理者、そして野外活動団体が共通認識を持ち、意見交換できる場の検討なども課題である。そこで、青少年教育施設における自然体験活動の推進について、現在の取り組み内容と、今後どのように取り組むのか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 今後、さまざまな教育活動の場で行われている具体的な取り組みを各学校に紹介するとともに、全ての中高等学校の保健体育の授業にAEDを含む心肺蘇生法の実習を新たに取り入れ、より実践的な授業が行われるよう取り組む。(2)多彩な活動プログラムを提供するとともに、野外活動団体と県教育委員会等が意見交換を行うなどにより、自然体験活動のさらなる推進を図る。

(一般質問) 平成30年12月7日

## 自由民主党 山 口 裕

### 1 熊本天草幹線道路の整備

質問 本年5月20日、熊本天草幹線道路、三角大矢野道路が完成した。開通式で、故・園田代議士が「まだ道半ばまで行かない。先の計画を早く決め工事を進めて初めて相当な時間短縮になる」と述べられ、改めて、整備を急がなければならぬと痛感した。大矢野市街地区間の事業を具体化する必要がある。10月には、早期完成を求める天草島民集会が、約700人の参加を得て開催された。先般、熊本天草地域の幹線道路に関する検討会が開催されたことにも、期待を抱いている。国の施行区間も含め、整備に対する知事の考え方を尋ねる。

答弁(知事) 熊本天草幹線道路は、県内の幹線道路ネットワークの横軸をなし、天草地域の90分構想実現に不可欠な道路である。私は、三角大矢野道路の開通式で、整備促進に精いっぱい努めると約束し、国、県、熊本市による検討会を立ち上げ議論した。そして、大矢野市街地区間及び宇土市網田町～宇城市三角町区間の整備を優先することを確認した。大矢野市街地区間については、これまで県で事業化に必要な調査や検討を進めてきており、H31年度の新規事業採択を国に強く要望している。国施行の宇土～三角間については、速やかに計画段階評価に着手されるよう働きかけている。地元自治体や県議会、県選出国会議員の支援をいただきながら、先頭に立って取り組んでいく。

### 2 クルマエビ養殖業の振興

質問 本県のクルマエビ養殖の生産量は、H元年に794tで全国1位を記録したが、H28年は263tで3位と、約20年間3位という状況である。明治36年、大矢野町維和地区で天然エビの蓄養が始まったと記録にある。この天草の歴史あるなりわいを、これからも安定して生産に臨めるよう支援していただきたい。クルマエビ養殖は、H5年のウイルス感染により大きな打撃を受けた。昨年は感染死亡率80%以上の急性ウイルス血症が発生したが、県の支援を支えに、悪影響を食いとめることができた。さらに安定した養殖業にしていくには、官民の連携強化が大切である。県の知見を業者に広

め、高水準の技術を確立するとともに、信頼性の高い種苗生産体制づくりに取り組むこと、そして、将来的には、県内完全養殖の検討も必要ではないか。支援に係る対応をどのように考えておられるのか、また、支援充実のため、どのような研究が必要か、さらに、クルマエビ養殖が日本一を奪還するために何が必要か尋ねる。

答弁(農林水産部長) 安定した生産体制の構築には、ウイルス病対策の強化が重要である。種苗生産業者に対する指導強化や、業者間における課題の共有を図り、健全な種苗の供給体制づくりに取り組む。養殖業者に対しても、適切な養殖技術の普及、指導に努める。生産安定化に向けた研究では、スマート養殖業の導入に向け、IoTやAIを活用したシステム開発の取り組み推進が必要と考える。業者と企業の連携による研究が行われており、県は、データ蓄積に関する助言や、検査や餌の開発等の支援を行っている。日本一奪還を目指すには、販売力の強化が必要であり、一丸となつた体制づくりや国際水準認証の取得を推進するなど、ブランド品としての付加価値を高め、国内外での認知度向上の取り組みを支援していく。

### 3 国際スポーツ大会への障がい者の参加

質問 全ての障がいのある方が、スポーツ競技そのものを楽しめるわけではないが、観客・ボランティアとしての参加、物品の製造などで、スポーツにかかわることができる。大会ロゴを記した製品を就労施設がつくり、障がいのある方が選手に手渡して観客に投げるといったセレモニーも可能ではないだろうか。「スポーツ宣言日本」にうたわれている、「スポーツの力を主体的かつ健全に活用する」という「スポーツに携わる人々の新しい責務」を認識して、スポーツと障がい者の新たななかわりを模索し、障がい者の社会参画の取り組みを充実していただきたい。障がいのある方の国際スポーツ大会への参加に関する考え方、どのようなことを想定しているか、また、開催中の女子ハンドボールアジア選手権での取り組みを尋ねる。

答弁(国際スポーツ大会推進部長) 来年の2つの大会への障がいのある方の参加については、観戦や選手との交流、ボランティアなど、さまざまな場面を考えており、ハンドボールでは、記念品製

作や、ファンゾーンで販売する物品の提供を想定している。アジア選手権では、ボランティアとして活躍いただき、就労支援施設に印刷物をお願いするほか、試合にお招きし、座席配置や動線等に関する意見をいただく。多くの場面に参加し楽しんでいただけるよう、しっかりと準備を進める。

#### 4 政策立案における地域経済分析システム（R E S A S）の活用

質問 国は、地方創生の取り組み推進のため、官民のビッグデータをわかりやすく見える化したR E S A Sを提供しており、データに基づいた政策立案への転換が期待されている。実際に利用したところ、人口や観光、医療・福祉、財政などさまざまな分野の情報があり、産業構造や経年変化、他地域との比較を見るためのデータが、簡単な手順で図表化でき、便利さを実感した。地域の現状・課題や特性、施策の必要性などを、R E S A Sの情報を使って説明することで、県民の理解度や納得度が向上すると思う。市町村では、さらに丁寧で細やかな説明が求められており、積極的に活用して、新たな住民との協働のまちづくりを形づくってほしいと考える。データに基づく政策立案への転換に向け、また、市町村での活用に向け、これまで、そして今後、どのように取り組むのか。

答弁（企画振興部長） R E S A Sは、誰もが直感的に使うことができ、地域の課題発見、解決策の検討に活用できる。R E S A Sにより大まかな傾向を把握して課題を抽出し、その後、詳細に個別統計を分析し、効果的な施策を検討していく方法が有効と考える。県では、奨学金返還等サポート制度の立案における若者の人口移動分析や、地方創生推進交付金の計画策定における観光客の移動分析などに活用してきた。R E S A Sを取り口に、さまざまな統計を分析し活用することで、データに基づく政策立案をしっかりと定着させていく。また、市町村職員を対象に、R E S A Sの研修会やワークショップを実施している。今後も、政策立案におけるデータ活用を促し、地方創生をリードする市町村職員の育成を支援していく。

#### 5 教育委員会の在り方

質問 教育委員会の議事録は、要約して取りまと

めてあるが、判然としない箇所も多々見受けられ、審議の本当の姿は伝わりにくいのではないかと感じる。要約して作成すること、今後の作成について、どのように考えているのか。また、委員の発言に対する事務局の回答がない、という部分もあった。教育委員会制度の意義は、政治的中立性の確保、持続性、安定性の確保、住民意向の反映である。丁寧に説明し理解いただいた上で、意見を募り反映させることが必要であり、合議制である審議においては、委員の意見や質問への回答は不可欠である。また、県議会における教育行政に関する質問等が、報告にも付されていない。文科省は、教育委員会に対して指摘されている問題点として、事務局案を追認するだけで実質的な意思決定を行っていない、地域住民の意向を十分に反映したものとなっておらず教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向が強い、地域住民との接点がなく住民から遠い存在となっている、などの点を挙げている。これらの指摘を踏まえ、今後の教育委員会の在り方をどのように考えるか。

答弁（教育長） 県民の視点を教育行政に反映するため、教育委員が、十分な情報と正しい理解のもと、委員会でしっかりと議論をして、施策等に反映させていくことが重要である。委員会では、事務局から丁寧な説明を行うよう徹底し、忌憚なく意見を言い合える雰囲気づくりに努めている。委員による学校訪問の機会も設け、現場の状況や課題を理解いただいている。こうした取り組みにより、それぞれの経験や見識、あるいは有識者や保護者としての視点から、活発な議論がなされてきている。議事録については、これまで、簡潔に情報を提供するため、要約して公表してきたが、さらにわかりやすくするために、今年度から、より詳細に作成するよう改める。委員会運営については、議論のさらなる活性化が重要と考え、事務局の説明が不十分な場合は、再度の説明を求めたり、委員に対して追加質問の有無を確認したりするなど、意見をより反映した議論が活発に進むことを最優先に、丁寧な運営に努めている。さらに、今年度から、県議会における質問と答弁について報告することとした。教育委員会の役割や文科省の指摘も踏まえ、より一層風通しのよい委員会運営に努めていく。

(一般質問) 平成30年12月7日

## 自由民主党 竹崎和虎

### 1 広域防災拠点構想における横軸の整備推進

質問 平成26年に熊本県は九州を支える広域防災拠点構想を策定した。本県の特性やポテンシャルを生かし、九州全体の安全安心を高めたいとの考えから策定された。構想によると本県は九州の中央に位置し、活動拠点として最適とされている。大規模災害が発生した際、被災県を支援するため、大量の物資と人員が必要である。その搬送のため、九州の縦軸となる九州縦貫自動車道や南九州西回り道とともに、横軸となる道路の整備が必要である。今年だけでも、大阪北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等、地震が頻発している、そのような中、南海トラフ地震により、特に九州の東側に位置する大分県、宮崎県で大規模災害が発生することが想定されている。広域防災拠点として、南海トラフ地震発生時の本県の役割は重要であり、役割をしっかりと果たすため、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の整備が喫緊の課題と考えるが、今後どのように取り組むか。

答弁(知事) 大分、宮崎両県知事とともに、あらゆる場でその重要性を訴え、国に早期整備を求めてきた。その結果、中九州横断道路は滝室坂トンネルの本体工事が始まった。10月には熊本市から大津町までのルート案が国から示され、事業化に向けた都市計画の手続きを進めている。九州中央自動車道は、山都町蘇陽から宮崎県高千穂町までの区間で計画段階評価が完了した。今月には小池高山IC～山都中島西ICまでが開通する。命の道となる九州の横軸整備はこの1年で大きな動きを見せている。本県が九州を支える広域防災拠点としての役割を担えるよう全力で取り組む。

### 2 熊本市西南部地域の振興

#### (1) 農業の生産性向上対策

質問 熊本市西南部地域は、平坦部の水田地帯から金峰山一帯の中山間地域まで多様な農業経営が営まれている。特に施設野菜、果樹、大規模な土地利用型農業など県内有数の食糧生産地域であり、農業は当地域の基幹産業の一つである。このような中、本地域でも他地域と同様、生産者の高齢化

や後継者不足により、個人農業の経営が難しくなっている。また、コスト上昇や農業機械導入の困難など、様々な問題を抱えている。将来に渡り安定した農業経営を行い、安全安心な農産物を供給するためには、基盤整備と農地集約、作業効率向上や省力化推進、優良品種への更新など、生産性を高める対策が必要となる。熊本市西南部地域における農業の生産性向上対策について尋ねる。

答弁(農林水産部長) 農業経営の維持発展には、基盤整備と技術向上の二つが重要である。基盤整備については、平坦部の水田地帯では圃場整備と農地集積を一体的に進め、排水機場の計画的な更新を行う。果樹地帯では、幹線的な農道整備、園地集積と園内作業道等のモデル整備を進めている。技術向上については、米、麦、大豆ではIC-Tを活用した営農体系への取り組みを進めている。野菜では高度環境制御技術の普及、果樹では全面マルチシートの導入を進める。様々な生産性向上対策の成果が上がるようしっかりと取り組む。

#### (2) 水産業の再生

質問 熊本市西南部地域は、貴重な漁業資源の宝庫として、沿岸の人々の生活を支える有明海に面している。漁業者は持続可能な水産業を確立し、水産資源を増やすため、資源管理型漁業に取り組んでいる。資源管理活動や海の環境保全活動に取り組みながら、ノリやアサリの生産に取り組み、県内においても主要産地となっている。しかし近年、環境変化や気候変動などにより、漁業資源の減少が顕著になった。漁業者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えており、漁村自体の衰退化に繋がりかねない。高品質なノリの安定生産や、アサリの資源回復を図り、漁村に賑わいを取り戻すことが好循環となり、熊本市西南部地域の水産業再生に繋がると考えるが、県の取り組みを尋ねる。

答弁(農林水産部長) ノリ養殖の安定生産に向けて、地元漁協や県漁連と連携し、養殖スケジュール設定やノリ網の一斉撤去などを実施している。アサリ資源の回復については、覆砂や作澣、耕うんを計画的に実施し干潟環境の改善を図っている。また、産卵期における禁漁期間設定、稚貝増殖の促進、有害生物駆除など、漁業者による様々な取り組みを支援している。漁業者の皆様と一緒にして、各種施策にしっかりと取り組む。

### (3) 道路網の整備

質問 熊本市西部地域は、九州縦貫自動車道の各ICまでの距離が遠く、中心市街地を通り抜ける必要があるなど、広域的な物流や人流の定時性、速達性の確保が課題となっている。南部地域は、交通の要衝でもある国道266号蕃町橋周辺の渋滞対策も喫緊の課題と言えるのではないか。熊本市西南部地域は、熊本都市圏と直結した物流、人流の拠点となり得る地域と確信している。そのポテンシャルの最大化に向けた取り組みのためにも、道路網の整備が不可欠と考える。県では熊本都市圏交通についての実行計画となるアクションプランを策定したと伺ったが、熊本市西南部地域の道路網整備について、どのような考え方で取り組むのか。

答弁（土木部長） 幹線道路については、熊本西環状道路の花園IC～池上IC区間を2023年度までに完了することが示された。熊本宇土道路や有明海沿岸道路についても、早期実現に向け国に働きかける。幹線道路と連携する道路については、国道501号飽田バイパスを2023年度までに完了することが明らかにされた。また、国道266号蕃町橋周辺では城南スマートICが開通した。さらに、蕃町橋北側の交差点改良工事が来年度中に完了する。熊本市西南部地域の活性化に向け、計画的かつ着実にこの地域の道路網の整備を進める。

### 3 看護職員の確保対策

質問 熊本県看護職員需給見通しによると、2025年で3,600人の看護職員が不足と試算されている。全国的に看護職員の不足や地域偏在が問題となっており、本県においても熊本市中心部とそれ以外の地域、大病院と小規模医院との格差が大きくなっている。また、次世代の看護を担う若手看護職員の確保も重要と考える。さらに、せっかく就業した女性看護職員が、結婚や出産で離職し、復職したときにパートや嘱託、臨時職員になってしまうため、人員や人材不足に繋がるという話も伺っている。熊本地震からの復興においても、命を守る医療供給体制は重要な施策の一つである。熊本地震後の看護職員の確保と、次世代を担う新卒看護学生の県内就業の促進方策について尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 特に基幹道路の寸断が続く阿蘇地域では、看護職員確保の厳しい状況が続い

ている。このような中、くまもと復興応援ナース制度により、全国から53名が阿蘇地域で従事され、うち5名が定住された。また、離職防止とともに復職支援が重要であり、特に被災地域においては対策強化が求められる。このため、阿蘇や菊池などの被災地域で就労相談会や実技研修を実施した。新卒学生の就業促進では、看護師養成所等に対する運営費補助について、新卒学生の県内就業率に応じた加算制度を導入し、成果を上げている。また、看護師等修学資金の返還免除要件の改正を行い、僻地の小規模な病院などに就業した場合、返還免除に必要な就業期間を短縮している。

### 4 若者の政治参加を促すための高校教育における取り組み

質問 公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた。憲法改正の投票の権利も、満18歳から有することになっている。参院選、衆院選の投票率をみると、全体の投票率に比べ、18歳の投票率は低く、19歳の投票率はさらに低くなっている。このことから、若者の政治参加については、高校での教育が大いに影響すると考えられる。それぞれの高校において、学習や選管との連携、模擬選挙、外部講師の活用など、様々な工夫をされていると思う。また、政治活動等について、生徒が法令に違反したりすることがないよう、理解を深めることが重要である。生徒への指導に当たって、教員の資質向上も大切と考える。若者の政治参加を促すための本県の高校教育における取り組みを尋ねる。

答弁（教育長） 文科省は政治的教養を育む教育の充実を図るため、総務省と連携して副教材を作成しており、全ての高校生に配布され授業などで活用されている。県教委では生徒指導上のガイドラインを作成、選挙に行くよう促すことの必要性等を明記している。各県立高校では主権者教育に関する指導計画を作成し、学校の状況に応じ計画的な指導を実施している。県内各高校では、選管と連携協力した模擬投票や講話、議会の傍聴、投票を呼びかける学年集会など、工夫した取り組みが行われている。今後も関係機関と連携し、国や地域の諸課題に関心を持ち、投票等を通して積極的に政治参加する若者を育てる取り組みを進める。

## 平成 30 年 11 月県議会 定例会 議事録（12 月 5 日）

### ① 障がい者雇用の取り組みについて

松田三郎 県議

◆（松田三郎君） 今回、この質問をいろいろ考えるに当たりまして、やっぱり改めて難しいなと思いました。被災者の中には、できるだけ長く支援してもらいたいと思う方も、もちろんいらっしゃいますでしょうし、今度は行政側からすれば、自治体を含めまして、いつまで、どこまでやればいいのかと、なかなか判断しづらいという面もあるのではないかと思います。

申し上げましたように、大変難しい問題ではありますが、理想を言えば、被災する前の生活、その水準を、肉体的、精神的、経済的、そして社会的にも、一日でも早く取り戻していただけるように支援を続けられればいいなど、このように思っておりますので、どうぞ、限られた条件かもしれません、引き続き御支援をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次の質問です。

次に、障害者雇用の取り組みについて質問いたします。

本年 8 月、中央省庁に端を発した、いわゆる障害者雇用に関する問題については、9 月議会においてもいろいろとやりとりがなされたところではあります、いまだに多くの報道等がなされております。

本県でも、知事部局、教育委員会と企業局において、障害者雇用率の算定を適切に行っていなかったと聞いて、法を守る立場にありながら、障害者雇用に関する理解が不足していたのではないかと、大変残念に思っております。

反省すべきところはしっかりと反省されていることだと思いますが、私は、これから県がどのように変わっていくのか、障害者雇用にどのように取り組んでいくのかという点がより重要であると考えます。

9 月議会での我が党の池田議員の質問に対して、知事は、平成 32 年 4 月の法定雇用率達成を目指すと答弁されました。私は、早期目標達成はもちろん必要だとは思いますが、それが単なる数合わせになってはならないと考えます。

採用された方々が、継続して就労できる環境整備が何よりも必要ですし、これまで以上に幅広く、知的障害や精神障害のある方も含めて、障害のある方に就労の機会を提供する姿勢が求められているのではないでしょうか。それが障害の種別を区別していない障害者雇用促進法の趣旨にかなうものだと思います。

そして、一朝一夕に変えることが難しい面もあるとは思いますが、これまでの反省を踏まえ、積極的に障害者雇用に向き合っていくことが、今の、そしてこれから県に必要なことではないかと思います。

そこで、県として、これまでの取り組みにあわせ、どのように障害者雇用に向き合い、取り組みを進めていかれるのかを知事にお尋ねいたします。

◎知事（蒲島郁夫君） 本県におけるこれまでの障害者雇用の取り組みとして、身体障害者を対象とした職員採用試験を実施し、正職員としての雇用を進めてまいりました。

また、知的障害者、精神障害者を対象に、就労能力の向上や就労機会の拡大を目的に、本庁、出先機関や学校現場で非常勤職員としての雇用も進めてまいりました。

しかしながら、本年8月に、障害者雇用率の不適切な算定が判明し、9月定期例会で、適正な事務処理を行うとともに、平成32年4月の法定雇用率達成を目指すと申し上げました。

法定雇用率達成に向けた今年度の取り組みとしましては、身体障害者採用枠を拡大し、また、来年1月には追加試験を実施することで、可能な限り多くの障害者を雇用できるよう努めます。

一方で、議員御指摘のとおり、障害者雇用が単なる数合わせの対応になってしまはず。大切なことは、障害の種別にかかわらず、一人一人に真摯に向かい合い、それぞれの特性に応じた環境づくりを行い、働く意欲と能力のある障害者の方々が、その力を十分に発揮できるようにすることです。

そのため、来年度の採用試験から、現行の身体障害者を対象とした正職員の採用試験を知的障害者や精神障害者にも拡大するよう、担当部局に指示をいたしました。

今後は、対象者の拡大により、これまで以上に多様な障害特性に応じた配慮が必要となります。庁内関係部局が連携をとり、就労支援機関や障害者団体の御助言もいただきながら、障害のある職員が継続して就労できるよう、働きやすい環境づくりに努めてまいります。

このように、正職員としての採用を拡大しつつ、これまで実施してきた非常勤職員の雇用なども充実させ、障害のある方の多様な就労ニーズに応えられるような就労の場を確保してまいります。

## ② 高校における発達障がい児への支援

松田三郎 県議

◆ (松田三郎君)

高校における発達障害児への支援について質問します。

私の問題意識を初めに申し上げたいと思いますが、小学校、中学校の義務教育では、特別支援学級があることはよく見聞きいたしておりますが、少なくとも県内の高校にはそのような特別支援学級はありません。

なぜか。その理由をざっくり言いますと、まああくまでざっくりでございますが、法令上は可能ではあるが、実際上は大変困難であるということではないかと思います。

設置しようとする場合の配置基準や財源など、具体的な規定やルールがないのが現状であります。ということは、発達障害の中学生が高校進学を選択する場合、その子の状態に応じて、特別支援学校の高等部に行くか、公立及び私立の高等学校に行くか、2つの選択肢しかありません。

もちろん、発達障害児といっても、その程度にも個人差がありますし、その子の症状や個性もさまざまありますから、一概には言えないかもしれません。ただ、特別支援学校に行っても、授業レベルが合わない、さりとて高校ではついていくかどうか不安であると考える子も多いのではないでしょうか。

ほんの少し教育的支援があれば授業についていくのにとか、ほんの少し手助けがあれば友達とのコミュニケーションもうまくいくのにという場合も多いのではないかでしょうか。そういう意味では、高校進学先を選択するに当たり、いろいろとちゅうちょしたり、悩んだり、迷ったりする中学生や保護者も一定数いるのではないかと思います。

この点に対応するべく、県教育委員会では、ほとんどの授業を在籍するクラスで受けながら、一部の授業を特別の場で受けるという通級による指導や、特別支援教育支援員の配置などの取り組みをしておられます。

とはいっても、通級による指導は、平成30年度は3校で実施、支援員は7校に7人配置という、圧倒的に数が足りていないのが現状であります。

進学希望を持つ発達障害の中学生が、安心して選択できる環境、また、進学した高校生が安心して勉強や生活できる環境を整えていくのも、我々大人の責務ではないかと思います。

以上を前提に質問します。

県教育委員会は、この問題について、現状をどう考えておられるのか、そして、今後どう取り組んでいくつもりなのか、お尋ねします。

ここで、もう恒例となりました松田式三択質問でお尋ねしようかとも思いましたが、今回は宮尾教育長の思いをフリーで話していただこうと考えまして、松田式は今回封印いたしますので、教育長、答弁をよろしくお願ひいたします。

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 発達障害の診断を受けている、または特別な教育的支援を必要とする生徒は、今年度、全ての県立高校に在籍しており、高校における支援体制の充実は喫緊の課題でございます。

高校における特別支援学級の設置は、御指摘のとおり、難しい状況にございます。これは、学校教育法には、高校に特別支援学級を置くことができるとの記載はあるものの、学級の設置、運営に必要な教育課程編成や教員配置に関する具体的な内容が他の法令や規則に示されていないためであり、実際に他県等にも設置例はございません。

そのような中で、障害の状況に応じ、一部の授業を特別の場で受ける通級による指導については、学校教育法施行規則の一部改正により、今年度から高校でも実施できるようになりました。

これを受けて、本県でも、湧心館高校、松橋高校、菊池農業高校の3校で通級による指導を開始し、それぞれの高校でコミュニケーションのとり方や気持ちのコントロールの仕方など、障害により苦手になっていることを改善、克服するための授業を行っております。

3校で17人の生徒がこの授業を受けており、生徒からは、自分のペースで苦手なことについてきちんと学ぶことができた、自分の短所を長所として見ることが学べた、これからは話す力をもっと身につけていきたいといった前向きな感想が出されています。

また、特別支援教育支援員については、平成26年度から、県立高校5校に5人を配置し、今年度は、先ほどお話をございましたが、7校7人にふやしております。授業中の教師からの指示をわかりやすく伝えることや、黒板の文字をノートに書き写す際の補助などを行っており、生徒の不安やストレスの軽減、学習意欲の向上、安全の確保等で成果を上げているところです。

発達障害等のある生徒が、自立と社会参加のために支援を受けることは大変重要なことです、御指摘のとおり、必ずしも十分な対応がとれているとは言えない状態でございます。

一方で、これまでの取り組みからは一定の成果も見られており、これらの状況を踏まえ、発達障害等のある生徒が、希望と安心感を持ち、そして自分らし

く学んでいけるよう、引き続き、通級による指導及び支援員配置の充実に努めてまいります。

**松田三郎 県議**

◆(松田三郎君) 中学校を卒業するほとんど全員が高校に進学をするという、こういう時代にあっても、制度のはざまで悩み、苦しんでいる子供や保護者がいること、こういうことをぜひ忘れないでいただきたいと思います。

少子化なんですから、特別な支援が必要な生徒の割合というものは、これからもふえるかもしれません。また、少子化なんですから、子供に、今までと同じというより、もっとお金をかけてもいいと思います。

通級による指導及び特別支援教育支援員配置の拡充に努めていくという答弁がありました。方向性はよいと思いますが、問題はそのスピード感であります。少しずつやしても、なかなか間に合わないような気がいたします。

高校生活は、一人一人3年しかありませんので、一挙にふやしていくましょ。といっても、恐らく、予算とかマンパワーなどの問題から、かなり難しいのではないかということも予想されます。

同時に、個々の教員の発達障害児に対する対応の能力あるいはスキルということを磨いていく、こういう努力も一方ではやっていかなければならないと思います。場合によっては、高校に導入することは賛否あるかもしれません、いわゆるICTの導入というものも、もっと積極的に考えていかなければならぬ、そういう状況もあるかもしれません。

いろいろなことを述べてまいりましたが、発達障害があるという診断を受けた子供さんの中には、とんでもなく高い能力を秘めた子供さんがいらっしゃいます。そういった子供たちが、小さいことでつまずいて将来をだめにしてしまうと、そういうことだけはあってほしくないという思いでこの質問を取り上げましたので、先ほど力強い答弁を宮尾教育長からいただきました。私たちもバックアップいたしますので、一挙にふやしていくことも考えていただきたいと思います。

## ① 女性の社会参画加速化（男女混合名簿の取り組み）

岩田智子 県議

◆ (岩田智子さん)

熊本県では小中学校での男女混合名簿が進み、LGBTなどの性的マイノリティも含め、多様性を認め合おうという取り組みが行われていると思います。しかし、高校での取り組みはいかがでしょうか。県立高校や特別支援学校等での男女混合名簿が必要だと思いますので、その取り組みについて、教育長にお尋ねをいたします。

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 本県の県立高校や特別支援学校における男女混合名簿の取り組みについてでございますが、特別支援学校では100%と全ての学校で使用しており、県立高校では32.3%となっています。

県立高校において、男女混合名簿が小中学校や特別支援学校ほど浸透していない背景の一つには、男女別で行う体育の授業や健康診断などにおいて、男女別のほうが進めやすいという考え方があるようです。

しかし、一方では、学校として十分に議論することなく、慣例的に男女別の名簿を使用している学校もあるのではないかと考えられます。

名簿作成については、文部科学省は、学校の実態に応じて校長が決定するよう示しており、県教育委員会でも、これまで同様の判断をしてきました。

しかし、学校運営においても、現在、多様性を重視する視点が強く求められてきています。

多様性を大切にし、人権を尊重できる学校を目指し、混合名簿作成についても、導入に向けて学校等と積極的に議論を深めてまいります。

岩田智子 県議

◆ (岩田智子さん)

男女混合名簿については、潮谷知事時代、ハーモニープランの中に明示されたものですね。男女混合名簿の使用割合は、平成29年の4月現在、小学校ではもう9割、約100%、中学校では6割ちょっとということになっています。それで、年々増加をしています。教育長が言われたように、やっぱり多様性を大事にするというようなところも校内で議論をされた結果だと思っています。生徒たちへの意識づけ、それから地域の方、大人の方たちへの意識づけという点でも、そして、熊本県でも、男女というところではなくて、一人一人のよさを育

むんだという意思も必要だと思っています。こんなことこそトップダウンでちょっと取り組んでいただければなというふうに思いました。

女性の社会参画加速化について、多岐にわたって質問をしたんですけども、それぞれ御答弁いただいたことがよりよく絡まっていけば、長期目標である指導的地位に占める女性の割合30%というのを早く達成できるのではないかというふうに感じております。頑張っていただきたいなと思います。

## ② 教職員の働き方改革

岩田智子 県議

◆ (岩田智子さん)

教職員の働き方改革について質問をいたします。

ことし2月に質問をした教職員の働き方改革について、今回改めてお尋ねしたいと思います。

全国的なうねりとなっている教職員の働き方改革ですが、やりがい搾取という表現さえされる状況です。

先日、20年ほど前に担任した教え子の結婚式に招待をされ、行く機会がありました。20年前です。荒れている中学校でしたけれども、逃げる子供を追いかけ、1対1で話す時間もありましたし、保護者とも日常的に家庭訪問とか電話などで話し合うことができていました。そんな話をその結婚式で御両親と友人として招待をされた子供たちと振り返った時間がありました。

この数年、教育の現状と課題は、少子化の進行や経済情勢にも影響され、怒濤の勢いで変化をしてきました。教育長も心配をされていましたけれども、教員のなり手が全国的に激減をしている状況も現実的になってきました。

ことし2月に質問した際は、今年度中にタイムカードなどの機器を導入して勤務時間の把握をするという答弁がありました。また、教職員の超過勤務に対しても意識改革を推進し、勤務時間適正化へ向けた取り組みを進めるという答弁もありました。それから10ヶ月がたちました。

2月の文科省通知「学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、業務改善は本当に進んでいるのか、教育活動に専念するための支援体制は整っているのか、研修は適正なのか、また、勤務時間の適正化や教職員の意識改革はどうなっているのか、現場からさまざまな声をいただいています。

前からやっていることだからやめるわけにはいかない、子供たちのためだからやるしかないと、定数は変わらない教職員でやり続けているのではないか。当事者の納得感はあるのでしょうか。

3月には、スポーツ庁次長、文科省中等教育局長、文化庁次長から、運動部活動のあり方に関するガイドラインの策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底として、教育関係機関向けと体育スポーツ団体向けに通知をされています。

教育委員会として、教職員の働き方改革にこれまでどう取り組み、これからどう進めていくおつもりなのか、教育長に改めてお尋ねをいたします。

## 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 教職員が生き生きとやりがいを持って仕事ができる環境づくりは急務です。

長時間勤務や心に余裕が持てない現状は、教職員の心身の健康に影響を及ぼし、仕事の質の低下や、家庭での子育てや介護などにも影響を及ぼすと、私も強い危機感を持っています。

県教育委員会では、これまで働き方改革として、負担軽減のために、調査やアンケートの重複実施を避けたり、会議等の必要性や時間の精査、服務処理の電子化など、学校現場の業務削減や効率化に取り組んできました。

また、管理職の意識改革も重要であり、県立学校長や市町村立学校長と面談を行う中で、学校現場における働き方改革の取り組みと管理職の意識を変えることの大切さを共有化してきています。

さらに今年度は、夏季休業期間中に全ての公立学校で学校閉庁日を実施するとともに、勤務時間を客観的に把握し、課題を分析するため、全ての県立学校にタイムレコーダーを導入しました。

また、負担が大きいと言われる運動部活動についても、中学校における練習日や練習時間をより明確にするため、県の指針を改正し、その徹底を図るとともに、部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減に努めているところです。

教職員の働き方改革を効果的に進めるため、各PTA連合会と教育委員会の連名で保護者向けの通知を出し、学校閉庁日の設定や部活動指針の徹底などについて、理解と協力を求めています。

こうした取り組みにより、学校現場からは、連続した休暇がとりやすくなつたなどの声があったほか、一部の市町村では冬季休業期間にも閉庁日を設定する動きがあるなど、働き方改革が少しずつ広がりつつあります。

繰り返しになりますが、心と体が整ってこそ、子供たちときちんと向き合うことができ、よい仕事につながります。

県教育委員会としましては、学校現場やPTA等の意見を十分に聞きながら、教職員の働き方改革の取り組みを、これまで以上に強力に進めてまいります。

## 岩田智子 県議

◆（岩田智子さん） 質問を前回したときから、これまでの取り組みをしっかりと取り組んでいただいている様子もうかがえました。前回、いろいろ私も提言をしたこともありますけれども、その後もすぐに調査をされて改善に取り組まれているということも報告を受けております。実態を把握して、分析をして、

改革をしていく、それはもう本当に重要だと思いますけれども、本当にスピードをやっぱり上げていかないとだめなんじゃないかなと思っています。時の進みは、本当に自分が最初にも言いましたように、年とってきてからすごい早いんですね。そういうこともあって、スピード感を上げていっていただきたいなというふうに思います。

11月27日に、教育学者の会が、中教審の働き方改革特別部会に対して緊急提言を行いました。もう教員を育てる教育学者も立ち上がっています。過労死ラインを超えて働く教員の多さは明らかで、過労死をされた方のニュースも後を絶ちません。

毎回お願いをしていますけれども、県教育委員会として、どうか現場が安心して、教育長も言われたように、心と体のバランスを整えて、子供たちに笑顔でいろんなことができる教員、そういう職場を丁寧に見守っていっていただきたいと、つくっていっていただきたいというふうに思っていますので、もう本当に大きな改革が今必要なではないかなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の質問は、この4年の私の総括でもありました。いつも話しますけれども、当事者の声が私の原点です。たくさんの声をいただくようにもなりました。微力ながら、働く女性として、子を育てる母としてというのはもうちょっと終わりまして、もう今や孫を見守るばあちゃんとして、そして、高齢の父母を介護する娘として、そういうふうな立場で感じている不合理をただしていきたいなというふうに思っています。明るい未来のために、今の政治を活性化させたいと思っています。頑張っています。一人一人の県民の暮らしを想像して、思いを共有していきたいなと思っています。

行政は、特にセーフティーネットとしての役割を果たしていただきたいと常に思っています。

2020年に、この議場にも女性の姿がふえて多様性が見られるようになるといいなというふうに思っています。期待するだけではなくて、自分自身もしっかりと動いていきたいと思っていますので、頑張ります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

### ③ Society5.0 時代に向けた公立学校における ICT 環境の整備

前田憲秀 県議

◆（前田憲秀君）

Society5.0 時代に向けた公立学校における ICT 環境の整備について御質問いたします。

人類は、これまで狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て、現代の Society4.0 と言われる情報社会に至ってきました。今我が国を挙げて目指している Society5.0 は、人工知能、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方が劇的に変わるもので、第5期科学技術基本計画で提唱された社会の姿であります。

Society5.0 の時代は、これまで以上に人間を中心の社会であり、学校も先端技術を取り入れ、全ての子供たちに読み解力等の基盤となる学力を確実に身につけさせながらも、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場となることが予想されています。

新しい学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力として育成するとともに、必要に応じてコンピューターや情報通信ネットワーク等を有効に活用しながら、知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性をバランスよく育成することが求められています。

そのため、平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、学習者用のコンピューターの3クラスに1クラス分の整備や普通教室における無線LANの100%整備、超高速インターネットの100%整備等のICT環境の整備が目標として示されています。

このように、これから新しい教育の実現には、国が示しているようなタブレット型のコンピューター、無線LAN、超高速インターネット等のICT環境の整備が不可欠だと考えます。

あわせて、こうして整備したICT機器を教職員が過度の負担を負うことなく活用するような手立てを講じることも必要だと考えます。

そこで、将来の Society5.0 の到来を見据えるとともに、新しい学習指導要領の着実な実施に必要なICT環境の整備状況と、現在の取り組み及び今後の県としての対応について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長宮尾千加子さん登壇〕

## 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） Society5.0 時代の到来を見据え、新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びを通して、子供たちの生きる力を育成することが求められています。そのために必要な能力の一つである情報活用能力、これを習得するためには、子供たちが授業を通して、学習用タブレット端末や電子黒板、超高速インターネットなどを日常的に活用することが不可欠で、これらICT環境の整備が急務だと考えています。

県内の公立学校におけるICT環境の整備状況でございますが、平成29年度末の国の調査結果において、教育用パソコン、電子黒板については全国平均を上回っているものの、国が示す第3期教育振興基本計画の目標には達しておりません。無線LANや超高速インターネット整備率については、国の目標と全国平均を大きく下回っている状況です。

また、県内の市町村においても、高森町や山江村などのように、タブレット端末を児童生徒に1人1台整備し、いち早くICT機器を活用した教育を実施し、学力向上につなげている例もある一方で、整備がおくれている市町村もあり、取り組みにはらつきが生じています。

県教育委員会におけるこれまでの取り組み状況ですが、平成25年度から未来の学校創造プロジェクト事業を立ち上げ、県立学校や市町村に対して、ICT活用を紹介する冊子を配付したり、研修の講師を派遣するなどして、ICTを活用した授業の推進に努めてきています。

また、今年度は、市町村の教育長や公立学校の校長等を対象に、ICT環境整備の必要性や国の支援内容について、文部科学省から講演いただきました。

今後の取り組みについてでございますが、県立学校においては、2022年度からの新学習指導要領の完全実施を見据え、ICT環境の計画的な整備を推進するとともに、教職員が安心して活用できるよう、教材の作成や機器操作等の技術的な支援についても進めてまいりたいと考えております。

その第一歩として、県立学校の超高速インターネット整備率を100%にするための、ネットワーク基盤整備に係る予算を9月定例会で議決いただいたところでございます。

また、市町村に対しても、これまでの取り組みに加え、個別に訪問して整備を働きかけるなど、本県の公立学校における計画的なICT環境整備に今後とも積極的に取り組んでまいります。

前田憲秀 県議

◆（前田憲秀君） 御答弁にもありましたように、県下でもネット環境の整備には相当の差があるようあります。質問でも述べましたように、このSociety5.0の時代というのは、AIに代表するように、何でも自動化されて人の手がかかるない時代ではなくて、これまで以上に人間を中心の社会であり、教育現場では、特に、全ての子供たちの能力に応じた学習環境を整備することが重要になってくるのではないでどうか。まずは、県下のICT環境の整備にしっかりと取り組むことと同時に、環境変化によって教職員が過度の負担を負うことがないようにも配慮していただくことを願い、次の質問に移らせていただきます。

## 平成 30 年 11 月県議会 定例会 議事録（12 月 6 日）

### ① 県営野球場の新設

#### （1）県営野球場のあり方の検討と今後の方針

#### （2）知事の考え方について

高木健次 県議

◆（高木健次君）

県営野球場新設について、まず、宮尾教育長に、県営野球場のあり方の検討と今後の方針についてお伺いします。

私の議員生命をかけたテーマとも言える、藤崎台球場にかわる新球場建設に係る質問を行います。

この質問については、平成 24 年から毎年質問しており、今回で 7 回目、宮尾教育長には 3 回目となります。この質問に立つたびに、両サイドから、知事と教育長の冷たい視線を感じます。それでも、27 万 3,311 名の球場新設に向けた署名者の方々と、そして、多くの県民の期待を背中に、今回もめげずに頑張りますので、そろそろ元気の出るような答弁をお願いいたします。

まず、教育長に、これまでの検討状況についてお尋ねします。

宮尾教育長におかれましては、これまでの 2 回の答弁の中で、スポーツ施設は将来を担う子供たちの夢を育むものであり、新球場建設連絡会からの要望や署名等、多くの声があることも認識している、また、施設の老朽化や駐車場の問題、特別史跡である熊本城城内に設置されていることなど、さまざまな課題を抱えていることも認識している、これは平成 28 年の答弁です。さらに、29 年の答弁では、今後の県営野球場のあり方の検討に当たっては、これまでの検討会議で示された課題をきちんと整理していく、スポーツ施設だけの検討にとどまらず、経済効果や防災拠点機能に関し、その分野の実務担当者の意見をお聞きすることも必要であると考えている、今後、あり方検討会議でしっかりと取り組むと回答されました。

教育長はそう言わされたところですが、一方で、藤崎台球場は、昭和 35 年に建造され、58 年を経過、老朽化しているが、その都度修復をしながら、これからも 30 年の長寿命化計画の策定を次年度以降検討していくとの全く寝耳に水の計画をお聞きしました。

もう一点として、平成 31 年 2 月に策定予定である第 2 期熊本県スポーツ推進計画案の中の「スポーツ施設の復旧と充実」の項目において、熊本武道館については、整備検討のあり方について調査検討を進める、武道館の整備に向けた

取り組みを進めていくと記載されていますが、県営野球場については、全く言及がなされておりません。

私としては、非常にわかりにくく、今までの6年間の議論は一体何だったのかと、甚だ残念でなりません。過去6回の質問において、藤崎台球場の課題について、さらに新球場の必要性について重ねて訴えてきたにもかかわらず、新設に向けた取り組みや方向性がなかなか見えないところであります。

県や熊本市の多くのスポーツ施設が熊本地震により被災し、復旧に取り組んでおられることはよく承知しております。被災者の方々へ生活再建の道筋をつけることがまず第一という知事の方針も、そのとおりであります。

しかし、結論を先延ばしにしても、決して事態は好転しませんし、時間を重ねるごとに状況は日に日に悪化していきます。地震からの創造的復興をなし遂げるためにも、27万人もの県民の署名が集まった県営野球場の新設について、一日も早く必要性の判断ができるよう、調査検討を加速化すべきではないでしょうか。

熊本県・熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議などにおける、これまでの検討の成果と今後の方針について、宮尾教育長にお尋ねします。

〔教育長宮尾千加子さん登壇〕

#### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 藤崎台県営野球場については、施設の老朽化を初めとした、さまざまな課題があることを認識しております。

平成27年度には、熊本県・熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議、これを設置いたしまして、新球場建設の必要性を含めた県営野球場のあり方について、課題整理や情報共有に取り組みました。

平成28年度は、熊本地震からの復旧を最優先に取り組むため、やむを得ず会議を休止いたしましたが、昨年度から検討を再開し、東日本大震災時に避難拠点施設となった福島県の開成山野球場の調査を行うとともに、特別史跡熊本城跡保存活用計画の内容について、熊本市と情報交換を行いました。

また、今年度は、施設の利用団体から意見聴取を行ったところ、全体的な施設の老朽化、駐車場不足、サブグラウンドが未整備などの意見をいただき、これらの課題解決に向けた協議を行ってきています。

さらに、藤崎台県営野球場で実施されたこれまでの試合において、飲食費や宿泊費などの消費による経済効果の分析を行いました。

その結果、平成26年度に開催されたプロ野球公式戦1試合で約5,900万円、夏の高校野球選手権大会43試合で約2億600万円、また、今年度開催されまし

たプロ野球オールスター GAME 1 試合で約 2 億 1,500 万円の効果があったことが明らかになりました。

そのような中、国からは、各地方公共団体が所管する公共施設等について、長期に使用するための改修内容や実施時期、費用等を盛り込んだ個別施設計画を、できるだけ早い時期に策定するよう要請がなされており、藤崎台県営野球場についても、継続使用することを想定して当該計画を策定する必要がございます。

一方で、新球場建設については、その必要性の検討とあわせ、建設費用やランニングコスト等の把握を行う必要があります。

教育委員会としましては、県営野球場のあり方について検討することを、今年度改定予定の第 2 期熊本県スポーツ推進計画に記載するとともに、これまでの課題整理などに加え、藤崎台県営野球場を継続使用する場合の改修費用等や新球場の建設費用等の検証について、知事部局等と連携しながら、できるだけ早く取りまとめてまいりたいと考えております。

高木健次 県議

◆ (高木健次君)

次に、知事の考えについてお尋ねいたします。

ことしは、熊本地震からの復興を祈念するプロ野球オールスター GAME の第 2 戦が、藤崎台県営野球場で開催されました。日本野球機構から招待された県内の少年野球チームの子供たちが、プロ野球の中でも超一流と言われる選手たちが繰り広げるプレーの数々に目を輝かせ、歓声を上げ応援する様子を、球場やテレビなどでごらんになった方も数多くいらっしゃったのではないかでしょうか。

御承知のとおり、オールスター GAME は、プロ野球チームの本拠地で開催されることが通例であります。今回の本県での開催が、野球振興に果たした役割は極めて大きく、また、熊本地震からの復旧、復興への大いなる後押しになつたと考えています。

この夢の球宴を観戦するために、県外から多くの方が来場されたと聞いており、観光、経済面でも大きな収穫があったと思われます。改めて、プロ野球の持つ魅力、影響力の大きさを感じる一日となりました。

その一方で、オールスター GAME の開催に当たり、藤崎台球場の施設に起因するさまざまな問題があったとも伺いました。

藤崎台球場は、座席数が少なく、オールスターゲームのような大規模な試合の際に、多くの観客を収容できません。当日、二の丸広場において実施されたパブリックビューイングには、7,000人を超える観客が詰めかけたと聞きました。

また、諸室もなく、来賓、各球団関係者、報道関係者、運営関係者などを全て収容することができないため、仮設のプレハブや藤崎台球場に隣接する熊本県護国神社の諸室の一部を借りて対応したともお聞きしました。

藤崎台球場における施設面の問題は、これまでの質問において私が指摘しているところでありましたが、残念ながら、このような大規模イベントにおいて、施設の脆弱性が露呈されることとなりました。

知事も、オールスターゲーム当日は球場にお見えになり、ふだんは放送室として使用されている、お世辞にも快適と言えないVIP室から試合をごらんになられましたが、改めて藤崎台球場の施設面での問題を目の当たりにされたのではないでしょうか。

(資料を示す)さて、昨年、一般質問の際に、新潟県中越地震の震災を乗り越え、新潟県民の熱意と新潟県知事の決断で建設されたHARD OFF ECOSTADIUM新潟について説明させていただきました。

(資料を示す)ことしは、去る10月に、教育警察常任委員会の管外視察において、宮城県の県営野球場である楽天生命パーク宮城を視察してまいりましたので、ここに紹介させていただきます。

(資料を示す)御承知のとおり、この野球場は、プロ野球東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地ですが、野球の試合を観戦するだけでなく、ボールパークとしてスタジアム自体を楽しむことができるエンターテインメント性も兼ね備えた球場あります。

(資料を示す)スタジアムの外周部分には、ウエルカムゲートが設置され、多くのグッズショップがあり、最も驚いたのは、外野席後方の大きな観覧車でした。私も、このような華やかな野球場を目の当たりにして、わくわくする気持ちを抑えられずにはおれませんでした。

この野球場は、東日本大震災からの復旧、復興を目的として、オールスター ゲームが開催されており、震災を体験された東北の方々の、まさしく夢や希望が詰まった野球場に思えました。

熊本地震から2年8ヶ月が経過しようとしており、本県においても、復旧、復興は確実に進んでいると多くの県民の方々も感じいらっしゃるのではないかと思います。しかしながら、先ほど教育長への質問でも触ましたが、知事が掲げる創造的復興という視点で考えたときに、県民が将来に夢や希望を持てるような大胆な取り組みが、今まさに必要ではないでしょうか。

私は、藤崎台球場の現状や課題を踏まえると、現在地での大規模改修や機能の追加は難しいため、新球場の整備が必要と訴えてまいりました。

新球場を建設すれば、藤崎台球場が抱えている施設面の問題は一気に解決するし、これまで年間1試合程度しか開催されてこなかったプロ野球公式戦も、継続的に数多く開催されることが見込まれるのではないかでしょうか。

さらに、多種多様なイベントに対応できるような施設にすれば、野球ファン以外の集客も見込め、経済効果を高めることができるし、防災拠点としての活用や、ひいては地方創生、まちづくりにもつながるものと私は確信しております。

国・スポーツ庁においては、2016年に、スポーツを成長産業と位置づけ、その潜在力を最大限発揮し、地域活性化の起爆剤とする目的としたスタジアム・アリーナ改革指針を打ち出しています。

この指針では、スポーツ施設に対する固定観念や前例主義等の変革を促すとともに、スタジアム、アリーナを核とした官民連携による新たな公益の発現を提示しています。今こそ、こういった追い風に乗るときではないでしょうか。

本県のスポーツの振興はもちろんのこと、経済や地域の活性化が大いに期待できる新球場、知事の御決断が鍵を握っております。県内野球関係者はもちろんのこと、県民の悲願である新球場建設について、知事の考えを改めてお尋ねいたします。

### 蒲島知事

県営野球場などスポーツ施設の今後のあり方については、これまで教育委員会が主体となって、熊本市とともに、施設の課題整理を含め、検証を進めてきました。

こうした中、本年8月には、産学官のトップで構成する、くまもと都市戦略会議が開催され、経済界が発表した熊本市中心市街地グランドデザイン2050の意義や目指す姿を共有しました。

その中で、今後10年間に取り組むプロジェクトの一つとして、野球場、競技場、体育館等のスポーツ施設や、劇場、美術館、図書館といった文化施設等のあり方を検討していくことが確認されました。

議員お尋ねの県営野球場の新設については、27万人の署名が集まったことは、しっかりと受けとめています。

しかしながら、現在は、熊本地震からの復旧、復興に全力を注いでいる状況にあることから、すぐに新設の可否を判断することは難しい状況であることを御理解いただきたいと考えています。

このため、県営野球場の新設に関しましては、教育委員会の検証を踏まえて、  
都市戦略会議の場を活用しながら、議論してまいります。

## ② 定時制・通信制教育の振興

鎌田聰 県議

◆（鎌田聰君）

近年、定時制、通信制高校の役割が、設置当初の勤労学生を対象とした教育機関から、不登校生徒など多様な生徒たちが学ぶ場として、その存在が変わりつつあります。

現在、県内 8 校の定時制高校には約 370 名、1 校の通信制高校には約 1,100 名の生徒たちが、職場の同僚、年齢が異なる級友、学習意欲の高い大人たち、寄り添う教師たち、そして身近な家族たちなどの支えによって日々頑張っています。

私たち県民クラブでは、定時制・通信制高校の関係者で構成する定時制・通信制の灯を消すな！熊本県民集会実行委員会の皆さんと、毎年、定時制・通信制教育の振興に関する要望を教育委員会に提出して意見交換を行っています。

その取り組みの積み重ねにより、補食給食の補助額の増額、冷暖房の整備、教科書給与費など、時間をかけて前進をしてきたものもありますが、完全給食の実施や養護教諭の完全配置、学校設備の充実など、今後継続して取り組むべき課題も残っています。

教育委員会におかれましては、今後も引き続き関係者の声を受けとめて、改善に向けて御努力いただきますようお願ひいたします。

今回は、その中でも定通併修生の自己負担の免除について質問いたします。

定通併修生とは、定時制の学習と通信制の学習を並行して履修する定通併修を選択している生徒です。

通常、定時制課程の生徒は、卒業まで 4 年かかりますが、4 年生で学ぶ内容を、通信制の学校で単位を修得することにより、3 年で卒業を認められるという制度です。ただ、授業料を実質無償とする高等学校等就学支援金は、1 つの教育課程のみを対象とすることから、定時制課程の分を支援金の対象とする場合、通信制課程の単位修得については、自己負担をしなければなりません。

昨年度、この定通併修生は県内で 18 人であり、通信制は 1 単位 336 円なので、18 人分で年間 150 単位、5 万 400 円が自己負担となっています。この分を何とか免除できないものでしょうか。

これまで、県教育委員会では、経済的に厳しくても誰もが教育を受けられる環境づくりに努力いただいております。その点に敬意を表しつつ、この定通併修生の自己負担分について免除することができないか、教育長にお尋ねをいたします。

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 教育委員会では、これまで、定時制、通信制で学ぶ生徒の経済的負担を軽減し、安心して学べる環境づくりに努めてまいりました。

国の高等学校等就学支援金制度においては、定時制、通信制での在籍期間が48月、または74単位を限度として授業料が実質無償となります。上限を超える部分は自己負担となっています。

そのため、県独自の取り組みとして、この支給上限を超える部分についても見直しを行い、免除の対象としています。

さらに、高等学校を退学して再入学する場合の学び直し支援金制度、これにつきましても、国の支給上限である24月を超える部分の授業料を免除することといたしました。

しかし、いわゆる定通併修の場合は、生徒1人当たり年間平均2,800円の授業料が本人の負担となる現状です。

生徒たちの教育環境をより一層充実するためにも、引き続き、国に対して支援を要望するとともに、県独自の負担軽減の取り組みについても、その必要性を含め検討してまいります。

◆（鎌田聰君） 今御答弁いただきました。

教育長におかれましては、これまで、定時制、通信制で学ぶ生徒の経済的負担の軽減に取り組んできておられます。

今申し上げました定通併修についても、県独自の負担軽減の取り組みについても検討をするということでありますから、期待を申し上げておきたいと思います。

あさって、8日土曜には、定時制・通信制の灯を消すな！第38回県民集会が教育会館で開催されます。定時制、通信制の生徒たちが、パネリストとして、定時制、通信制高校の存在意義と必要性について自分たちの考えを述べますので、ぜひ皆さんにも聞きに来ていただけたらと思います。

引き続き、定通併修だけでなく、そのほか、先ほど質問で申し上げました課題を解決いたしまして、定時制、通信制教育の環境が整備されますよう、さらなる取り組みをお願いしておきたいと思います。

以上で私が準備しました質問は終わりになりますけれども、これから、きょう取り上げた課題は、それぞれがやっぱり、障害者、水俣病被害者、そして被災者、被害者、加害者、定通生と、それぞれの痛みを抱えている県民の皆さん

の痛みを最小化していくための取り組みについて申し上げてまいりましたので、ぜひ、言葉ではなかなかはっきりした答弁が出ませんでしたけれども、気持ちは、知事も教育長も含めまして、お持ちだというふうに思いますから、ぜひそういういった取り組みを私も発信をしてまいりますし、そのことを受けとめて、県政がさらに前に進んでいきますようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

### ③ 水俣病公害認定50年を迎えて

#### （3）水銀フリー社会の実現に向けて

鎌田聰 県議

水銀フリー社会の実現に向けてです。

水俣病を経験した熊本県は、2013年に、熊本市、水俣市で開催された水銀に関する水俣条約外交会議において、水銀に頼らない社会の実現を目指す水銀フリー熊本宣言を行い、水銀フリー社会に向けて取り組みを進めています。

国内外の水銀フリー社会の実現に向けて貢献することが、熊本県の率先取り組みの基本原則となっていますが、その熊本県が管理する庁舎や施設、道路などの蛍光灯や水銀灯は、まだLEDなど消費電力の少ない高効率照明に切りかえていないものも多いようです。

また、学校や警察などの施設における水銀灯などの設置状況については、一部把握できないとの話も聞いております。

水俣条約によって、国内法の水銀汚染防止法が施行されて、広い範囲を照らす一般照明用の水銀灯などは、2020年末以降、製造や輸出入が禁止されます。その時期に合わせて、水俣病を経験し、水俣条約を提唱した熊本県として、率先して水銀灯などを取りかえていく取り組みを進めていくべきです。取りかえには費用がかかることは承知していますが、水銀製品の使用削減や代替製品への転換促進を訴える熊本県が、いつまでも水銀製品を使うべきではないと思います。

そこで質問ですが、知事部局、教育委員会、警察本部が管理している施設などで使用している水銀灯などについて、それぞれの施設管理者において、設置の状況をどう把握され、そして今後どうしていくのか、代表して環境生活部長にお尋ねをいたします。

**田中環境生活部長**

水銀を含まない製品への転換促進についてお答えをいたします。

県では、水銀体温計などを回収するキャンペーン等を実施する中で、水銀を含まない製品への転換について、県民の方々への周知を図るとともに、その率先行動として、県の施設において、LED照明への転換を進めています。

知事部局におきましては、県庁舎や各地域の総合庁舎の照明器具について、現在設置している蛍光灯などの法定耐用年数を踏まえながら、平成22年度から計画的にLED照明への交換を進めております。

また、県管理道路につきましては、平成27年に水銀灯などの設置状況調査を実施し、照明器具の劣化状況等に応じて、順次、LED照明への交換を行っております。

教育委員会、警察本部につきましても、校舎や警察署等の施設改修時や蛍光灯などの法定耐用年数を踏まえて、個々の施設ごとにLED照明への交換を進めています。

今後は、さらに転換を進めていくために、所管施設に係る既存の照明器具の調査を行う予定でございます。

県いたしましては、水銀フリー社会の実現に向けて、家庭や事業所を含めた県全体の取り組みが進むよう、引き続き、水銀を含まない製品への転換を率先して行ってまいります。あわせて、県民や事業者へのさらなる周知にも努めてまいります。

#### ④ 体験学習の推進

##### (1) 命の教育（AEDと心肺蘇生法）の推進

##### (2) 自然体験活動の推進

楠本千秋 県議

◆（楠本千秋君）

最後になりますけれども、体験学習についてお伺いをいたします。

まず、命の教育、AEDと心肺蘇生法の推進についてです。

平成28年、12万3,554名の方が心肺機能停止で倒れられております。12万3,554人の方です。その中で、目撃されて倒れた方は2万5,569人です。その中で、1万4,354の方が、胸骨圧迫の、要は蘇生法を受けております。そして、救急車で運ばれて社会復帰された方が1,681名、11.7%とあります。その中でというか、別に、1,204名の方は、心肺蘇生とAEDが近くにあったということで対応されております。1,204名の中で547名の方が社会復帰をされております。45.4%の方が社会復帰をされておる方です。先ほどの約2万5,000人の中で、救急車が来るまで全然心肺蘇生もされなかつたという方が1万1,215人おります。その中で、社会復帰された方は545名、4.9%です。救命率や社会復帰状況でもおわかりと思います。

昨年の質問で、学校での心肺蘇生教育の普及並びに突然死ゼロを目指した危機管理体制の提言が、文科省に、日本臨床救急医学会や日本循環器学会の連名で出されるとお話をしました。

その成果なのか、平成29年、昨年の3月に、中学校学習指導要領の第2章「各教科」、第7節「保健体育」の応急手当ての意義に、心肺停止に陥った人に遭遇したときの手当てとして、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにする、また、応急手当ての実際として、心肺蘇生法、実習を通して応急手当てができるようになる内容の告示が出されております。

本年の3月には、高等学校学習指導要領、第2章「各学科に共通する各教科」、第6節「保健体育」の応急手当てで、心肺停止状態においては、急速に回復の可能性が失われつつあり、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED使用などが必要であること、及び方法や手順について、実習を通して理解し、AEDなどを用いて心肺蘇生法ができるようにするとあります。

文科省も前向きな方向ではないかとうかがわれます。

教育長に昨年もお願いをしました。学校現場では、一步一步そういうのが進んでいると感じられますが、やはり熊本県が全国に先駆けて、県下の小中高で取り組むことはできないのか、子供たちが卒業するときには、立派な、そういう

う対応ができる子供たち、大人にできないのかということを教育長にお尋ねします。

次に、2点目は、自然体験活動の推進についてお尋ねをいたします。

熊本地震を初め、昨今多発している自然災害は、多くのことを私たちに教訓として伝えております。電気が使えない、水道が出ない、ガスも使えない、食べるものが無い、車も走れないといった状況を多くの方が経験しております。

災害には、自分の命を守ること、いわゆる自助と、お互い助け合うこと、いわゆる共助が必要です。そのためには、命の助け合いや思いやりの気持ちを育む自然体験活動が必要であると思います。

私の若いころ、野外活動の会で活動した経験を思い出します。テントを立て、飯ごうで御飯をつくり、ランタンで夜を過ごした教育キャンプです。この教育キャンプは、自然環境の中で、リーダーとともに組織的に計画、運営し、規則正しい共同生活をすることにより、日常では得がたい諸体験をする、その計画、実践を通して、よりよい人間の育成を図るものがありました。

こういった活動の際、中心的な役割を担った県内の野外活動団体ですが、会員の高齢化や子供の減少、趣味、趣向の多様化等により、この10年で会員数も大きく減少していると聞きます。後継者の確保、育成が急務であります。

一方、教育委員会におかれでは、県内4カ所の青少年教育施設において自然体験活動を推進されておりますが、私としては、活動の現状や課題について、教育委員会と青少年教育施設の管理運営を託している指定管理者、そして野外活動団体が共通認識を持ち、意見交換できるような場の検討なども課題であるように感じております。

そこで、教育長に質問です。

青少年教育施設における自然体験活動の推進について、現在の取り組み内容と、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

〔教育長宮尾千加子さん登壇〕

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） まず、学校における命の教育の推進についてお答えさせていただきます。

夏休みにプール開放を行う全ての小学校では、現在、保護者を対象とした研修会において、AEDを含む心肺蘇生法の実習を実施しています。また、学校行事や防災教育の中で、児童を対象に実施している学校もございます。

中学校及び高等学校では、保健体育の授業などを通じて、AEDを含む心肺蘇生法の理解を進めています。

また、熊本地震の教訓を生かしていくため、今年度から、くまもと防災教育月間を設けましたが、この取り組みの中で、AEDを含む心肺蘇生法の講習会を実施した学校が、小中高等学校合わせて33校ありました。

今後は、さまざまな教育活動の場で行われている具体的な取り組みを各学校に紹介し、児童生徒の発達段階に応じた取り組みに活用するとともに、緊急時に対応できる力を養うため、全ての中高等学校の保健体育の授業にAEDを含む心肺蘇生法の実習を新たに取り入れ、より実践的な授業が行われるよう取り組んでまいります。

次に、青少年教育施設における自然体験活動の推進についてお答えいたします。

自然体験活動は、子供たちが、豊かな自然環境の中で、日ごろとは異なる活動に仲間と協力して取り組むことで、豊かな心や生きる力を育むことができる大切な取り組みだと考えています。

そこで、県教育委員会では、天草青年の家など4つの県立青少年教育施設において、子供たちに、施設の周辺環境を生かした山登りや川遊び、ペーロン体験などの多彩な活動プログラムを提供しています。また、教職員や自然体験活動に関心のある個人に対し、野外活動の実技講習会を開催し、指導者育成にも努めています。

こうした取り組みにより、平成20年度には年間16万人だった施設利用者が、平成29年度には18万7,000人と、2割近く増加しております。

今後も引き続き、多彩な活動プログラムを提供するとともに、野外活動団体と県教育委員会等が意見交換を行うなどにより、自然体験活動のさらなる推進を図ってまいります。

◆（楠本千秋君） 教育長に御答弁をいただきました。

AEDは、継続的に実施していただく、小学校高学年、あるいは中学、高校と、継続的に実施していただくことが一番重要ではないかなと考えます。そのためには、練習用の人形というんですかね、その辺の財政措置もぜひお願いをしたいと思います。

AEDで、新聞情報ですけれども、近ごろびっくりしたことがあります。救急の現場で、出動した救急隊が救急搬送する際に、蘇生拒否の意思を——家族がしないで伝えられた数が、何と昨年2,015件あったということです。生きらかせないでということです。

今それぞれの施設では、対応が統一されておりませんけれども、国のほうでも、必ずこのことについては対応がなされるんじゃないかと思います。

命の大切さを私たちは理解し、尊重しなければなりません。安心、安全な地域づくりに、子供たちの活躍が必要です。一つの命の大切さ、自分の命は隣の方にかかっているという教育をぜひお願ひしたいと思います。

最後に、どうしたものかと悩みましたけれども、1つしゃべらせていただきたいと思います。

知事にお願いがあります。それは、今県庁前にあります『ONEPIECE』のルフィ像、すばらしいことで、きのうの朝も、一緒に、自分で、写真を撮ってもらったんですけども、何人も、7時前の時間ですけれども、車をぱっととめて走ってきて、写真を撮っていかれるという光景を目にしてしました。

今その友達をあちこちで欲しいということで、争奪戦が始まっているというようなお話を聞きますけれども、これはぜひ、御所浦の港に合うようなお友達がいると思うんですけども、設置に向けて取り組んでいただければ、何かすばらしい振興策になるのかなと思っております。

いっぱい質問させていただきまして、なかなかまとまらない点もありましたけれども、本日、これで一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

## 平成30年11月県議会 定例会 議事録（12月7日）

### ① 教育委員会の在り方

山口裕 県議

◆（山口裕君）

教育委員会のあり方についてお尋ねします。

今日は、教育委員会の議事録に基づいて質問いたします。

先日、教育にかかる施策について調べたいことがありまして、教育委員会が公表している資料などを参考して理解に努めてみました。その際、調査している施策について、教育委員会ではどのような議論を経て決められていたのか知りたいと思い、議事録を見たところです。

そこで感じたのは、議事録では、議論の大まかな流れはつかめるものの、詳細な内容を捉えることは難しいということです。

現在、教育委員会の議事録は、審議の内容を要約して取りまとめてあります。例えば、議案や報告についての事務局側の説明は省かれ、記載されておりません。また、教育委員の発言も要約されております。

実際の場面では、事務局からの説明や資料に基づいて質問を重ね、合議により議案の決定に至ったり、報告に対する理解を深めていたりすると思いますが、要約されると、委員会審議の本当の姿は伝わりにくいのではないかでしょうか。また、要約したことにより、審議内容が判然としない箇所も多々見受けられると思いました。

そこでまず、議事録を要約して作成することにどのようなお考えがあるのか、また、今後の議事録作成についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

教育委員会における議論で、見過ごすことのできない部分もあります。

ことしの8月に、議案として審議された熊本県教育委員会の点検及び評価についての議論の際、委員から、ある会合に出席したときに、県教育委員会は何をしているのかという指摘を受けた、県民の方々に教育について知っていただくような試みを積極的に行なったほうがよいのではないかという発言があったのですが、それに対する事務局からの回答がなかったということです。

御承知のとおり、教育委員会制度の意義は、政治的中立性の確保、持続性、安定性の確保、そして住民意向の反映であります。住民の意向を教育行政に反映させるために、まず必要な取り組みは、教育についての理解を深めていただくための説明を行うことだと思います。丁寧に説明を行うことを前提に、現状を理解いただいた上で、意見を募り、それを反映させるということが必要です。

このような観点からいって、委員の意見や質問に対する回答は不可欠であったと思います。たとえ委員の発言の真意が判然としない場合や抽象的な内容であったとしても、合議制である教育委員会の審議においては、その真意を確認した上で回答するという対応も考えるべきではないでしょうか。

私にとって残念なのは、県議会においてなされた教育行政に関する質問等が、教育委員会では報告にも付されていないということです。議会もまた民意をあらわす場でありますから、そこで行われた議論について、教育委員会でも報告すべきではないかと思います。

文科省においては、教育委員会に対して指摘されているものとして、次のような問題点を示しています。教育委員会は、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていないのではないか、地域住民の意向を十分に反映したものとなっておらず、教員などの教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向が強いのではないか、地域住民との接点がなく、住民から遠い存在となっているのではないかなどが挙げられています。

これらの指摘を踏まえ、今後の教育委員会のあり方について、どのように考えておられるのでしょうか。

以上、2点を教育長にお尋ねします。

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 教育委員会について、議事録のあり方と委員会運営のあり方の2点の質問をいただきました。

現在、委員会は、教育委員5名と私の計6名で開催しています。事務局は、議案の審議における説明等のため同席しております。

県民の視点を教育行政に反映するため、教育委員一人一人が、十分な情報と正しい理解のもと、委員会でしっかり議論をして、その意見を教育の施策や方針に反映させていくことが重要です。また、教育行政の推進には、県民の理解と協力が不可欠なことから、委員会の審議内容を広く県民の皆様に提供することが必要です。

そのため、毎月開催する委員会では、事務局から丁寧な説明を行うよう徹底するとともに、委員会以外の場でも、各種行事等において、日ごろから教育委員と事務局が十分にコミュニケーションを図ることで、忌憚のない意見を言い合える雰囲気づくりに努めています。

また、教育委員による学校訪問の機会も設け、学校現場の状況や課題を理解していただいている。

こうした取り組みにより、教育委員それぞれの経験や見識、あるいは有識者や保護者としての視点から、教育委員の間で活発に意見交換や議論がなされています。

まず、1点目の議事録についてでございますが、教育委員会では、これまで、審議内容を簡潔に情報提供するため、要約した議事録を公表してまいりました。

しかし、委員会の審議内容を県民の皆様にさらにわかりやすく情報提供するため、今年度から、より詳細な議事録を作成し、公表するよう改めました。

次に、2点目の委員会の運営についてでございます。

議員御指摘のとおり、文部科学省の報告書では、教育委員会制度の課題として、地域住民の意向を十分に反映していないなどの指摘がなされています。

教育行政の基本方針を決定するという教育委員会の役割の大きさ、責任の重さから、委員会での議論をさらに活性化させていくことが重要であると考えています。

そのため、私は、議事を進行する立場から、教育委員の質問等に対して、事務局の説明が不十分な場合は、再度の説明を求めたり、教育委員に対しても追加質問の有無を確認したりするなど、教育委員の意見をより反映した議論が活発に進むことを最優先に、丁寧な運営に努めています。

さらに、児童生徒や学校の活動状況等を委員会に適宜報告し、そこでの議論に活用してまいりましたが、今年度から新たに、県議会における質問と答弁について、その議事録を報告することといたしました。

教育委員会の役割や文部科学省の指摘も踏まえながら、委員会における活発な議論により、教育委員の多様な意見が集約され、教育行政にこれまで以上に県民の視点が反映されるよう、より一層風通しのよい委員会運営に努めてまいります。

山口裕 県議

◆（山口裕君） 教育長、ありがとうございました。

もう一度再確認していただいて、その上でお願いしたいのは、宮尾教育長の色を出してほしいなというふうに思っております。教育委員の皆さんのお見をしっかりと反映させ、その上で宮尾教育長が、教育行政を推進するに当たって、宮尾教育長らしいそのカラーを出してほしいなというふうに思っております。そのことが、さまざまなおことが要請される教育行政においては、その宮尾教育長のカラーが見えることによって、その覚悟が見えることにもつながると思いますので、どうぞしっかりと取り組んでいただければと思うところです。

## ② 若者の政治参加を促すための高校教育における取り組み

竹崎和虎 県議

◆（竹崎和虎君）

若者の政治参加を促すための高校教育における取り組みについてお尋ねをいたします。

国民の政治への関心や、また、投票率の低下などが言われるようになって久しいものがあります。特に、若年者層になるほど投票率が低い傾向にあります。

候補者の顔ぶれや選挙の争点などが影響することもあるかと考えられますので、投票率をもって一律に評価するものではないとは思いますが、選挙は、政治に参加するための最も重要な手段であることは言うまでもありません。

このような中、平成27年6月に、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことにより、平成28年6月以降の選挙においては、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

高校教育においては、改正法について十分了知し、生徒に対する政治への参加意識を高めるため、さらなる指導の充実が求められるところであります。

また、現在、議論がなされている憲法改正について、将来、国会において改正の発議がなされた場合には、国民投票が実施されることとなります。国の規範を決定する大切な投票ですが、この投票の権利も、満18歳以上から有することとなっております。

ちなみに、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた後の平成28年7月の参議院議員選挙、また平成29年10月の衆議院議員選挙の投票率を見ますと、全体の投票率に比べ、18歳の投票率も低いものでありますが、19歳の投票率は、さらに低くなっています。このことから、若者の政治参加については、高校での教育が大いに影響するものと考えられます。

県立、私立それぞれの高校においては、選挙制度の仕組みに関する学習や、選挙管理委員会と連携、協力した模擬選挙の実施、現実の政治的事象を扱った授業、外部講師の活用など、さまざまな工夫をされていることと思います。

また、政治的な教養を育むこととあわせて、政治的活動等についても、生徒が法令に違反したりすることがないよう、きちんと理解を深めることが重要であります。

生徒への指導に当たっては、教員が特定の政党や政治家を支持するようなことなく、政治的中立を保つ必要があり、教員の資質向上も大切と考えます。

そこで、若者の政治参加を促すための本県の高校教育における取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

### 宮尾教育長

◎教育長（宮尾千加子さん） 選挙権年齢の引き下げに伴い、高校生にとって、政治はこれまで以上に身近なものとなるとともに、みずから考え、積極的に社会に参画できる環境が整いつつあります。

そのような中、政治への高い関心を持った若者を育てることが重要であり、高校生に対して、主権者としての自覚や投票行動を促す取り組みの充実に努めています。

文部科学省は、政治的教養を育む教育の一層の充実を図るために、総務省と連携して、副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成しています。この副教材は、平成27年度から、私立学校も含め、全ての高校生に配付され、授業などで活用されています。

また、県教育委員会では、平成27年12月に、生徒指導上のガイドラインを作成いたしました。この中では、人生で最初の選挙は投票の習慣化のために重要であり、主権者としての責任を果たすために、選挙には必ず行くよう促すとの必要性等を明記しています。

これらをもとに、各学校では、政治的中立性を確保しながら、積極的な政治参加を促す教育活動が行われています。

特に、各県立高校では、主権者教育に関する年間指導計画を毎年作成し、学校の状況に応じた計画的な指導を実施しています。

県内各高校の具体的な取り組みとしては、選挙管理委員会と連携、協力した模擬投票や講話、地元市町村議会の傍聴、さらに投票日前には、3年生に投票を呼びかける学年集会を行うなど、工夫した取り組みが行われています。

議員御指摘のように、若者の政治参加については、高校での教育が大きく影響すると考えられます。今後とも、関係機関と連携して、国や地域の諸課題に関心を持ち、それらのことを自分のこととして捉え、投票等を通して、積極的に政治に参加する若者を育てる取り組みをしっかりと進めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

### 竹崎和虎 県議

◆（竹崎和虎君） 宮尾教育長から、高校教育における取り組みについて答弁をいただきました。

国政選挙のみならず、県内における種々の選挙においても、低投票率が目立っております。お恥ずかしながら、私が出馬いたしました補欠選挙も、若干低い投票率でございました。

まずは、政治家である我々が襟を正し、政治に参加する意義を訴え、投票率の向上に取り組むことが肝要であると考えております。その上で、行政や教育行政、そしてまた、地域が一体となって取り組んでいかなければならないのかなと考えております。

来年4月には、統一地方選挙が予定をされております。きょうから数え、ちょうど4カ月後の4月7日が、我々県議会議員の投開票日でございます。

ちょうど先ほど、昼食でカツカレーを食べてまいりましたが、高い投票率の中で、しっかりとした得票を得て、桜満開の中、皆さんと再会し、また熱い議論ができるように努力してまいりたいと思っております。

初めての質問で、時間の配分に苦慮いたしましたが、何とかその中で終わり、また、お聞き苦しい面があったとは思いますが、最後までの御清聴まことにありがとうございました。（拍手）